

# 平成25年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 平成25年9月5日(木)

- 議長 三戸留吉 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。  
先般の南秋田郡町村議会議員大会に於いて、近藤美喜雄君が自治功労者表彰を受賞いたしました。誠にめでたうございます。  
これより9月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。8番 北嶋賢子君、10番 伊藤敦朗君を指名いたします。  
次に日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。  
1番 村井剛君
- 議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から9月定例会の日程・運営等について審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告を申し上げます。  
去る、8月29日午前10時から、第1委員会室において当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案等は、条例制定・改正議案が3件、補正予算議案が2件、決算認定が7件、報告1件、議員発議議案1件、同意議案1件、選挙が2件であります。また、請願・陳情は2件で、一般質問者は7名となっております。なお、処理する必要がないと認めた陳情等2件については、皆さまに事前に配付をいたしております。  
本定例会の日程は皆さんに配付した資料のとおりであります。初日が町長の行政報告、議案の上程、提案の理由の説明、質疑、請願・陳情についてなどを行い、各常任委員会に入っております。一般質問については今回、土・日曜日を挟んだ5日目の月曜日に行うこととしております。最終日は、午後3時から各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと採決を行います。  
続いて常任委員会に付託されなかった議案等について上程から採決まで行います。本定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月13日までの9日間で行うことといたしております。  
また当局から、秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業の本町の素案内容について説明したい旨の申し出がありましたので、最終日の本会議終了後に、全員協議会を開催することといたしております。  
以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 三戸留吉 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から13日までの9日間と決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第3、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 三戸留吉 これより町長の行政報告に対する質疑を行います。確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに9日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手してください。  
はい、5番 加藤君
- 5番 加藤千代美 5番 加藤です。行政報告3ページにありました、厚生連で算定された資料を基にして10%のうち7%を八郎潟町、3%を五城目町とする負担金の割合が決まった訳です。その建設費の確定次第で徴収方法は、平等割・人口割・利用割・地元割とありますけども、この7:3に決まった厚生連で示された内容というのは、どういう内容ですか。ど

う考えても人口比からいっても、面積からいっても、所得額からいっても、五城目の方がはるかに負担率が高いのが当たり前だと思うんですけども、その辺はどうですか。

町長 畠山菊夫 建設費に関しては確かに今おっしゃった、平等割、人口割、入院患者、外来患者、そういうものも含めて検討されております。その結果五城目は、やはり数字的には高くなります。ただ、地元割りに関しては、全体の1割でございますけども、これは両者の話し合いということで進めて参りました。これについて参考としては、厚生連で示されたものは、八郎潟7、五城目3という数字でございました。これについては、平成18年の11月に湖東病院改築協議に関する協定書、これに基づくものだと私たちそう思っております。それが妥当だということで調印に踏み切りました。敷地面積については、ほとんど八郎潟町でございます。そういう観点からも妥当と判断したわけでございます。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、9番 菊地文人君

9番 菊地文人 3ページの災害協力に関する協定を2社と結んだ、となっておりますが、北都銀行さんと人的資源の活用とありますけども、この人的資源の活用とはどういうものなのかと、下の方にヤマト運輸さんとの協定とありますけども、支援物資拠点施設の運營業務の協定がありますけども、支援物資拠点施設というのは何処を指すか教えてください。

町民課長 小野良幸 只今の質問でございますけども、北都銀行の人的資源の活用という内容でございますが、これにつきましては北都銀行それから八郎潟町の業務的な立場において、それぞれの職員が持っている立場を利用した活用をするということで、具体的な中身についてはこれから確認して参ります。

それからヤマト運輸さんの支援物資拠点施設の運營業務ですが、それが何処を指すかということですが、具体的な場所についてはこれからの検討になります。災害があった場合は県が災害物資を県内の拠点にする場所に運びますが、その場所から本町への運輸を担っていただくということでございます。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。  
次に、日程第4、議案第45号から、日程第8、議案第49号までの5議案を、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めそのように決定しました。  
議事日程については、配付している日程表のとおりであります。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 提出議案の概要と、提案理由についてご説明申し上げます。初めに  
議案第45号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について

地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日に公布され、原則として平成28年1月1日に施行されることに伴い、八郎潟町町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正理由は、公的年金等に係る所得に係る、個人の市町村民税の特別徴収について、公的年金等に係る所得に係る、特別徴収税額又は仮特別徴収税額の変更があった場合の、取扱いについて定めることとしたほか、上場株式等に係る、配当所得等及び譲渡所得等に係る、市町村民税の課税の特例について、上場株式等に係る、配当所得等及び譲渡所得等の金額の計算方法を定めることとした等であります。これがこの条例の一部を改正する理由であります。

議案第46号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日付けで公布されたことに伴い、八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、上場株式等に係る、配当所得等及び譲渡所得等に係る、国民健康保険税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の金額の、計

算方法を定めることとした等であります。これがこの条例の一部を改正する理由であります。

#### 議案第47号 八郎潟町子ども・子育て会議条例の制定について

子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、同法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、その他の子どもに関する法律による施策について、調査審議する機関として、八郎潟町子ども・子育て会議を設置する必要があります。これが、この条例を制定する理由であります。

続きまして、各会計補正予算関係について、ご説明申し上げます。

#### 議案第48号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）について

1ページ、歳入歳出にそれぞれ1,111万円を追加し、予算総額を25億5,034万1千円としております。

歳入の主なものは、11ページ、県支出金・民生費県補助金の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金に196万8千円を追加しております。これは、子育て支援対策臨時特例交付金を活用し、保育士等の処遇改善に取り組む私立保育所に対し、保育士の確保を進めることを目的に補助されるものです。

農林水産業費県補助金の農業夢プラン実現事業費補助金には、県からの内示により32万円を追加しております。

13ページ、繰入金介護保険特別会計繰入金554万5千円の追加は、平成24年度分の実績に伴う精算分であります。また前年度繰越金に2,103万3千円を追加し、町債の臨時財政対策債を1,544万7千円減額しております。これは起債発行可能額の確定によるものです。

歳出の主なものは、15ページ、総務費・総務管理費の企画費には、町の未来を担う子どもの人材育成を図るため、日本の伝統文化である「将棋」を通じて、礼儀正しく、思慮深く、相手を思いやる事の出来る子どもの人材育成に向けた事業を展開したいと考えております。事業内容といたしましては、県内将棋指導者による、小学生向け将棋講座を開催するとともに、事業趣旨の周知と参加児童の拡大を図るスタートイベントとして講演会等を開催するもので、謝礼として39万円のうち33万円を、消耗品費に将棋盤・駒等の購入費として57万円のうち7万円をそれぞれ追加しております。

また、将来賑わいが期待される駅前周辺整備事業の前段と、雪国の暗いイメージを少しでも解消出来ればと、イルミネーションを町の玄関口である駅前に冬期間設置して、幻想的な世界と町民がなごやかになれる場を創出したいと考え、願人踊りのレリーフ横のケヤキ2本に設置するもので、購入費として消耗品費57万円のうち50万円を、イルミネーション設置委託料に24万6千円をそれぞれ追加しております。

同じく企画費の、建物調査算定業務委託料258万3千円の追加は、秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業の駅前用地取得に伴う建物補償費を算定するための調査業務であります。

15ページから17ページの秋田県知事選挙費は、無投票により総額で292万7千円を減額しております。

17ページ、児童福祉費・児童措置費の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金196万9千円の追加は、歳入でご説明しました私立保育所に対し、保育士の確保を進めるための補助金で、県が全額補助するものです。

19ページ、衛生費・清掃費の塵芥処理費には、男鹿市松木沢潟端線防雪柵設置事業負担金として15万4千円を追加しております。これは八郎湖周辺クリーンセンターへの搬入路となっている松木沢潟端線で、冬期間、視程障害や吹き溜まりが発生し、運搬車両の通行に支障をきたしていることから、交通確保を図るため防雪柵を設置した男鹿市に対して協定書に基づき負担するものです。

農林水産業費・農業振興費の農業夢プラン実現事業費補助金32万1千円の追加は、認定農業者の経営の複合化に必要な施設等の導入を支援し、戦略作物の生産拡大を促進するための補助金で、県へ要望を行ってございました1件について内示がありましたので追加しております。

農地費の県営造成施設突発事故復旧支援事業補助金49万1千円の追加は、八郎潟土地改良区管内のパイプライン施設4箇所への漏水修理に伴うもので、総事業費の10%を町が補助するものです。

21ページ、土木費・道路維持舗装費の町道、下水路整備工事50万円の追加は、町内会からの要望事項に対応するために計上しております。

除雪対策費の修繕料118万3千円の追加は、除雪センターのシャッターが、腐食劣化により開閉に支障があるため、取替えるものです。

社会資本整備総合交付金事業118万9千円の追加は、除雪ドーザー購入により町直営路線が1路線増える事から、除雪人夫賃を増額しております。

消防費・施設費の修繕料33万8千円の追加は、第5・第6分団の小型動力ポンプの修理費用であります。

災害対策費の修繕料71万4千円の追加は、防災行政無線の屋外子局受信装置1基の電源自動復旧装置の修理費及び緊急情報伝達システム装置の修理費であります。

教育費・教育助成費には、「子ども・子育て支援法」が施行されるにあたり、子ども子育て会議を設置するもので、委員報酬として6万4千円、費用弁償として2万6千円を追加しております。また、町の事業計画策定に向けた子育て家庭へのニーズ調査及び分析のため、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託料に174万3千円を追加しております。

以上が、一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

#### 議案第49号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

27ページ、歳入歳出にそれぞれ1,073万4千円を追加し、歳入歳出の総額を7億3,358万5千円としております。

歳入の主なものは、33ページ、前年度繰越金として1,067万4千円を追加しております。

歳出の主なものは、35ページ、諸支出金の償還金利子及び割引料に511万7千円を追加しております。これは、平成24年度分介護保険給付の実績による精算で、国、県、支払基金への返還金であります。一般会計繰出金についても、昨年度の実績に伴う精算で、554万5千円を追加しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

よろしくご審議の上、何卒ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。始めに、議案第45号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第45号についての質疑を終わります。次に、議案第46号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第46号についての質疑を終わります。次に、議案第47号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 石井清人 議案47号について、私の意見を少し述べさせていただきます。町長の附属機関として委員会審議会協議会を作るとは地方自治法の中で規定があります。それで八郎潟にも色々な協議会がありまして、防災会議だとか図書館協議会だとかありますけども、その審議会、委員会の委員には報酬を払わなければならない、という規程が地方自治法にあります。ですから町の今言った防災会議条例だとか、文化財保護条例だとか、図書館協議会条例の中にも、条文の中に報酬を支払うという条文は無いです。これは法律で決まっていますから。

そこで今回、子ども・子育て条例ができましたけれども、第9条に委員に報酬を払うということが明記されておりますけども、今までこういう風な書き方をした条例は町の中ではありません。払うことは法律で決まっていますから。法律を補完するのが条例ですから、わざわざ法律にあるものを書く必要はない、というのが私の意見です。

それから2つめですけども、非常勤特別報酬条例に、この子ども・子育て委員の日当月額2千円を追加するというやり方なんですけども、こういうやり方もあるなど、私、感心しましたけども、所で非常勤特別報酬条例と予算書が合わないというのは職員の皆さんは気がついておりますでしょうか。非常勤特別報酬条例の中に明記されていない委員が結構あるんですね。例えば、廃棄物条例の中にある廃棄物推進委員だとか、保健センター設置条例にある保健センター運営委員だとか、生活安全条例にある生活推進委員

だとかがないです。ですから今回このように綺麗に整理するというのであれば、この際非常勤特別報酬条例も一回精査して、載ってないものは載せるというやり方のほうがいいのではないかと、というのが私の意見です。意見ですので答弁は特にありません。終わります。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
質疑なしと認めます。議案第47号についての質疑を終わります。  
次に、議案第48号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 加藤千代美 13節の委託料、建物調査算定業務委託料2,583千円とありますけども、この建物というのは町の物ですか。それとも何処かの指定された場所ですか。

総務課長 渡部博英 この建物については、個人が所有する建物となっています。

5番 加藤千代美 個人が所有する建物に、町の物件になっていないものに何で建物調査算定業務が発生するのですか。

総務課長 渡部博英 いま駅前の未来づくりの関係の買収のことについて、個人が所有する土地については買収にに応じていただけるとの内諾を得ております。今後、土地については、付近の売買事例あるいは土地の評価額等を参考に用地交渉をしたいと考えておりますが、家屋については専門業者から詳細に調査をしていただき、建物の移転補償費を算定しなければなりません。その算定された建物の補償費を提示しながら用地交渉となりますので、今回移転補償費を提示するための委託料を計上しております。なお契約については土地の売買契約と建物移転補償費契約の2つの契約となりますので、ほぼ同時期の契約となります。また土地については、更地にして町に引き渡す契約となりますので、その用地買収費あるいは移転補償費については今後の補正予算に計上したいと考えております。

5番 加藤千代美 今の説明では、内諾を得ているという前提のもとに建物調査委託料を提示するわけですが、その内諾を得ているということについては文書化してあるものですか。

総務課長 渡部博英 用地交渉に2回ほど行っておりますけれども、議事録でまとめております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

11番 近藤美喜雄 今の加藤議員さんと関連しますけれども、よくわからない部分が多いのもう一回確認したいと思います。一般的には売買をする場合に空いてる土地あるいは建物が付いてるケースがあります。こういう風な場合には一般的には建物の解体費も頭に入れると土地代というのが非常に安くなっている、一般的な理論なんですけども、ただ、今この計画がほぼ出来上がってる状態ですから、土地の見込みのないところでは当然進めてこれなかったと、いわゆる土地の売買にかぶる建物、たぶん大きな建物ですからこの解体費用というのは大きなものだと思いますけども、これはまるっきり町の方で持つというようなことで内々の話が進行してきていて、そして補償費をみている、ということになるだろうと思いますが、ただその前に土地の価格とどう連動していくか、町の考え方としてそこら辺をどう考えているのか、そこら辺をひとつ少し教えていただければ。

総務課長 渡部博英 只今のご質問にお答えいたします。いま近藤議員がおっしゃってるのはJAの倉庫のことだと思いますけれども、その土地についてはJAさんの方から内諾はもちろん受けておりますけれども、どのような形での契約になるか両方で検討中でございます。そして倉庫についても米の保管場所等の関係で、解体の時期あるいは解体費用について、どのようにするか協議中です。本来であれば補償費というのは解体を含めての移転補償費という考え方にありますけれども、JAさんの場合は解体費用で補償費ということにしたいと町の方では考えておりますけれども、個人の建物については移転補償という形になりますので、解体費も含めての移転補償費ということになります。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。委員会外なので一つ質問したいと思います。  
10款の教育費です。21ページの委託料に、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調

査業務委託料1, 743千円を置いてますけども、これは事業計画ニーズ調査業務委託料だから、実際にこれをやるという計画にのって予算に載ってきたと思うんです。事業内容をお知らせください。

教育課長 土橋駒喜 北嶋議員にお答えします。ニーズ調査ですけども、策定に向けての前段階の調査ということになります。対象としましては0才児から小学6年までの子どもをもっている世帯がどういう風な希望があるか、例えば就労時間、例えば施設が完備されますと就労ができるとか、様々な分野で調査を行うという風なことでございます。もちろん調査、調査結果そういうものの集計を全て委託して、それを受けて町としての子ども支援計画を策定していく、それを実践していくという風な形になります。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

11番 近藤美喜雄 もう一つ農地費の関係ですけども、491千円あがってきております。先程の説明ではパイプラインが4箇所改修があったという事なんですが、我々専門家でないのでよくわからないけれども、一般的に関係者の話を聞くと、施設がだいぶ老朽化してきているということで、可能性としては次々に色んなものが発生してくる可能性が非常に大きいので、そこいら辺のこの後の施設全体の老朽化状況といいますか、計画なり検討なりがあるものかどうか、町として把握してないかも知れないですけども、もしそういう風なことがあって次の備えもあるよ、ということになったのかどうか、そこら辺ひとつもし分かれば。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんの質問にお答えいたします。いま八郎潟土地改良区では、基幹整備ストップマネジメント事業といたしまして、国の補助事業について現在申請しております。一年間調査をしてそれから工事ということで、総合的な対策をとるために、現在県の方とやりとりしながら進めているところでよろしく申し上げます。  
それと今回突発なんですけども、八郎潟土地改良区からこの間報告がありまして、もう2件事故が発生したということをお知らせを受けております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

5番 加藤千代美 ここで八郎潟町の未来を担う子どもたちが育つよう日本の伝統文化「将棋」ということを書いてありますけども、その将棋についてはどういう風に考えたか、この説明が一つと、将棋の世界は非常に狭い領域だといわれる学説もあります。逆に今だったらもっと広い範囲でものを判断できるという節もありますので、なぜ「将棋」を使うか、ということが第1点。  
もう一つは、最近外国語が非常に使われてますけども、ここでも使われて新聞でも取り上げられてる「DESTINATIONキャンペーン」、観光のことだと思うのですが、この意味合いについてしっかり説明をお願いします。

総務課長 渡部博英 加藤議員のご質問にお答えいたします。なぜ将棋か、ということですけども、書いてありますとおり日本の伝統文化ということで、まず将棋を通して礼儀正しく落ち着きがあり、きちんと挨拶ができるような子どもに育てたい。それから考えることを苦にしない力や先のことを考える習慣、決断力、集中力、分析力を身につけさせたい。それから勝つ喜び、負けた相手を思いやる心、悔しがる心、反省し次への挑戦意欲我慢強さを身につけさせたい、ということで今回育成事業を実施することとなりました。  
なお小学校の方にアンケート調査したところ、50名ほどの子どもさんが是非やってみたいとのことでしたので、今回これを予算計上させていただきました。

産業課長 加藤貞憲 ご質問にお答えします。DESTINATIONキャンペーンについてですが、平成24年度からの3年間にわたる観光キャンペーンの一環であります。秋田の自然豊かな風土、温かな人情に育まれた食、それから郷土芸能など奥深い魅力を丸ごとPRし、秋田県の魅力をはかることを目的としております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

7番 伊藤秋雄 先程8番の方から質問がありましたが、私も委員会外ですのでお伺いいたします。子ども・子育て支援事業計画にニーズ調査業務委託料とありますが、条例の方でもあり

ます。この条例が通らなければ予算は付かないのですか。それとも条例そのものは関係なく執行していくのですか。それから執行する場合はどこに付託するのか、それからどこに設置するのか、またこの条例では20名と書いてありますが、どういう人を選考していくのか、その辺を詳しくお知らせください。

教育課長 土橋駒喜 伊藤議員さんにお答えいたします。基本的にはこの調査を行うということで、子どもを持つ保護者、それから子どもの業務に関係する方々、その方々を対象に委員を選考するという方向で条例には謳っております。その他、学識経験者でございます。当然、委託料については、予算が議会を通過して始めて調査を行うということでございます。この調査の委託ですけれども、特殊であることは間違いございませんけれども、入札で委託業務を行いたい、という考え方でございます。

それから、条例では20名以内でございます。基本的には20名を委嘱いたしますけれども、予算は16名の報酬をみております。当然学校関係者もおりますので、そういう方々は報酬お支払いできないという方々もおりますので、予算と条例の人数は多少の差がございます。

設置ですけれども、教育課が会議の主管を努めます。ニーズ調査については福祉課が主管となって行いまして、教育・福祉それぞれが協働で進めて行くという形をとっております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。ないようですので質疑なしと認めます。議案第48号についての質疑を終わります。次に、議案第49号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第49号についての質疑を終わります。只今から各会計の決算認定の議案を上程しますので、貝田代表監査委員から出席していただきたいと思っております。暫時休憩します。(貝田代表監査委員 入場)

議長 三戸留吉 それでは会議を再開します。日程第9、認定第1号から、日程第15、認定第7号までの7議案を各常任委員会に付託する関係上、一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 各会計決算について、ご説明申し上げますが、常任委員会で、十分審議されると思われれます。ここでは、主な事項をご説明しますので、ご了承願います。始めに

#### 認定第1号 平成24年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要を、ご説明申し上げます。

152ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が31億2,841万2,740円、歳出総額が28億9,612万6,061円、歳入歳出差引額は2億3,228万6,679円であります。そのうち、668万8,000円が繰越額であり、実質収支額は2億2,559万8,679円となっております。

3ページ、歳入の概要ですが、町の自主財源である町税は、総額4億9,393万6,254円で、前年度比1.4%、およそ725万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、89.2%と前年度比0.4%の増となっております。

主要財源の地方交付税は、15億7,256万1,000円で、前年度比2.0%、およそ3,200万円の減額となっております。また、普通交付税の代替財源の臨時財政対策債は、1億3,441万7,000円で、前年度比10.1%、およそ1,500万円の減額で、地方交付税と合わせますと、およそ4,700万円の減額となっております。

国庫支出金は、「衆議院議員総選挙委託料」や繰越明許費の「農業体質強化基盤整備促進事業」などにより、前年度比19.7%、およそ4,932万円の増額となっております。

県支出金は、前年度実施した農村環境改善センターの太陽光パネル設置関係に伴う「公

共施設省エネグリーン化事業費補助金」などが大きく影響し、前年度比22.4%、およそ4,889万円の減額となっております。

繰入金は、住民に光をそそぐ交付金を積立した「八郎潟町地域福祉基金」から、地域福祉協力員の設置人材育成・高齢者体力向上活動対策員育成・地域力向上事業を実施するために、取り崩している事から、前年度比10.8%、およそ156万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、義務的経費は、人件費、扶助費、公債費が、前年度比で3.3%、およそ3,844万円の減額となっております。

投資的経費は、普通建設事業で社会資本整備総合交付金事業や小学校体育館外部改修工事等を施工しましたが、歳入でもご説明しました、農村環境改善センターの太陽光パネル設置事業の完了などが大きく影響し、前年度比43.3%、およそ6,941万円の減額となっております。

その他の経費、これは、物件費、補助費、積立金、貸付金、繰出金等ではありますが、前年度比3.1%、総額でおよそ5,100万円の増額となっております。補助費では、繰越明許費の「農業体質強化基盤整備促進事業」により前年度比29.9%、およそ1億1,000万円の増額となっております。また、積立金では、一般財源となる地方交付税や臨時財政対策債の影響により、前年度比14.9%、およそ5,858万円の減額となりました。

以上の事から、歳出総決算額では、対前年度比10.4%、およそ3億3,654万円の減額となっております。

実施事業の概要は、少子化対策交付金事業では、中央児童館のトイレ改修などを行った中央児童館環境整備事業、結婚祝い事業 de 愛サポート事業、おもしろ市場や若者イベントに対するまちづくりイベント補助事業を含む6事業を実施しました。

平成22年度に地域福祉基金に積み立てした「住民生活に光をそそぐ交付金」は、平成23・24年度の2カ年に渡って取り崩し、トータルケアを推進するための地域福祉協力員設置人材育成事業、高齢者の体力向上とその維持を目的とした高齢者体力向上活動対策員育成事業、地域の防災力の強化を目的とした地域力向上事業を実施しております。

「緊急雇用創出事業交付金活用事業」では、高岳山麓整備と観光開発や公共施設等環境整備事業、図書館機能整備事業を実施しました。

これら決算数値による各項目の比率等では、経常収支比率が82.3%で前年度比0.4%増、公債費比率が8.0%で前年度比1.0%減となっております。また、地方債の同意基準を定めたもので過去3年間の平均数値であります実質公債費比率は、12.1%で、前年度対比2.0%減となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

## 認定第2号 平成24年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

186ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が8億7,782万8,049円、歳出総額が7億1,742万9,710円、歳入歳出差引額が1億6,039万8,339円となっております。

歳入の概要ですが、155ページ、国民健康保険税が1億4,732万9,537円で、調定額に対する収納率は、前年度を1.5%上回る76.5%であります。

国庫支出金や療養給付費等交付金は、歳出に見合った額が歳入となっております。

一般会計からの繰入金である他会計繰入金は、3,428万2,541円と前年度比で、およそ823万円の減となっております。

次に、歳出の概要ですが、159ページ、保険給付費では、療養諸費が4億3,012万5,044円で、前年度比でおよそ4,162万円上回り、保険給付費全体でも前年度比11.9%、およそ5,150万円上回っております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

## 認定第3号 平成24年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

202ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が6,367万7,815円、歳出総額が6,235万3,478円、歳入歳出差引額が132万4,337円となっております。



歳入の概要ですが、189ページ、後期高齢者医療保険料が、3,971万5,800円、一般会計繰入金は、2,292万6,176円となっております。  
次に、歳出の概要ですが、191ページ、後期高齢者医療広域連合納付金として5,995万7,176円、一般会計繰出金が99万8,389円となっております。  
以上が八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第4号 平成24年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

218ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が5億711万2,641円、歳出総額が5億165万3,733円、歳入歳出差引額が545万8,908円であります。

歳入の概要ですが、209ページ、使用料は6,394万2,620円で、前年度比1.4%、およそ92万円の減となりました。

また、調定額に対する収納率は、受益者負担金が前年度比5.7%減の42.3%、使用料が前年度比0.7%減の94.8%となっております。

一般会計からの繰入金は、1億4,101万5,925円で、前年度をおよそ586万円上回っております。

211ページ、町債では下水道整備事業債として、公共下水道事業費、流域下水道事業及び建設利息償還債分として1億1,200万円、無利子の県振興資金貸付金を活用し、民間資金14件の借り換え分として1億4,200万円、総額2億5,400万円を借り入れております。

次に歳出の概要ですが、213ページ、公共下水道費の工事請負費では、公共下水道管渠築造工事費として集落排水処理区域を公共下水道へ接続したもので、総額8,167万6,350円を支出しております。215ページ、県が事業主体となっている流域下水道事業負担金には299万8千円、下水道維持管理費には総額で4,396万6,816円、217ページ、起債償還金の公債費は総額で3億6,387万2,420円でうち1億4,256万円が、歳入の町債でも説明いたしました県振興資金による借り換え分であります。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第5号 平成24年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

228ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が3,047万4,597円、歳出総額が2,873万4,922円、歳入歳出差引額が173万9,675円であります。

225ページ、歳入の概要ですが、使用料は876万3,940円で、前年度比およそ7万5千円の増額、一般会計からの繰入金は1,975万3千で、前年度比52万7千円の増額となりました。

次に歳出の概要ですが、227ページ、管理費が775万6,314円で、これは集落排水処理施設の管理費であります。公債費は2,097万8,608円となっております。

以上が農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第6号 平成24年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに保険事業勘定ですが、264ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が7億6,026万5,433円、歳出総額が7億2,468万9,102円、歳入歳出差引額が3,557万6,331円あります。

歳入の概要ですが、231ページ、保険料は1億1,374万4,040円で、調定額に対する収納率は98.0%でありました。

次に歳出の概要ですが、233ページ、総務費では認定審査会共同設置負担金等を含め、総額で1,516万7,988円、また保険給付費では、総額で6億7,208万861円となりました。

次に介護サービス事業勘定は、274ページ、実質収支に関する調書により歳入総額が201万5,120円、歳出総額が192万9千円、歳入歳出差引額が8万6,120円あります。

0円であります。

歳入歳出の概要は、267ページ、介護予防給付費収入として201万5,120円、支出として繰出金192万9千円となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第7号 平成24年度八郎潟町上水道特別会計収入支出決算認定について

収入支出決算の概要をご説明申し上げます。

282ページ、平成24年度の純利益は、前年度比およそ863万円減額の1,303万5,788円となりました。

287ページ、収益勘定の水道事業収益では、給水収益が1億4,792万4,610円と前年度比およそ3万3千円の減額となっております。

288ページ、水道事業費用では、営業費用が1億1,967万8,426円と前年度比およそ1,018万円の増額となっております。

289ページ、営業外費用では、企業債利息が1,253万1,933円と前年度比およそ93万円の減額、水道事業費用総額は、1億3,232万5,295円となっております。

290ページ、資本的収入では、企業債1,170万円、資本的支出として建設改良費、企業債償還金で総額7,645万3,169円となっております。

以上が上水道特別会計収入支出決算の概要であります。

平成24年度各会計決算の概要をご説明しましたが、何卒よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い致します。

議長 三戸留吉 次に、監査委員による監査の報告を求めます。

代表監査委員 貝田道三郎 (監査委員の意見書により監査報告の説明)

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。  
始めに認定第1号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 加藤千代美 要約してあります決算参考資料に基づいてお話しします。これは総務委員会の方でしっかりと議論してもらいたいのですが、不用額が59,631,939円、非常に高いと思います。特に高いと思われる箇所が、農林水産業費の13,594,820円、教育費の9,073,899円、その他8百円台の中身もありますけども、なぜそのようになったかということ、しっかりと議論してもらいたい。

これはなぜかという、59,631,939円というのは、昨年度行われた暗渠排水事業、畦畔の事業と比べてもそれをもっとやれるような範囲の不用額を出しているもので、ここをしっかりと議論してもらいたい。

それから同じく2ページ、調定額が25年度はだんだん減ってきている、その原因、それから収入済額もだんだん減ってきている、その理由等を総務委員会でしっかりと議論してもらいたい。

それから地方交付税の収納状況ですけども、これもだんだん下がってきている。それから特別交付税は上がってますけども、下がってきている要因、いわゆる交付税の算定の基礎要件が変わったのかどうか、そういう点をしっかりと議論してもらいたいと思います。

もう一つは、この中身を見ていくと、不納欠損額が昨年度はどのくらいあったかわかりませんが、今年は7,661,818円その理由と、それから今年度に至っては収入未済額が52,203,647円、これが非常に多い。その回収するための施策、監査委員の指摘にもありましたけども、鋭意努力しなければいけないという報告ありましたが、それに基づいて総務産業委員会において、しっかりと議論してもらいたい。これを要望しておきたいと思います。

議長 三戸留吉 他にございませんか。ないようですので認定第1号についての質疑を終わります。  
次に、認定第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第2号についての質疑を終わります。

次に、認定第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第3号についての質疑を終わります。  
次に、認定第4号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第4号についての質疑を終わります。  
次に、認定第5号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第5号についての質疑を終わります。  
次に、認定第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第6号についての質疑を終わります。  
次に、認定第7号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第7号についての質疑を終わります。  
これにて認定議案に対する質疑を終わります。  
ここで貝田代表監査委員より退席していただきます。ご苦労様でした。  
暫時休憩します。  
(貝田代表監査委員 退席)

議長 三戸留吉 会議を再開します。  
次に、日程第16、請願・陳情についてを上程します。お手元に配付しております請願・陳情は、陳情2件であります。提出された議案等並びに請願・陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。  
事務局長から委員会室を報告させます。

議会事務局長 渡部広保 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。

議長 三戸留吉 これより常任委員会を開いていただきます。9日、月曜日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は

5番 加藤千代美 議長！議事の進行を因るため資料要求したいと思います。  
資料要求の中身なんです、八郎潟の発展計画の114ページの中で、宅地分譲の推進のことが書かれています。昭和50年、54年、55年、61年、平成6年、この宅地分譲した時に、どういう条件が付けられたのか、そういう詳細があったら資料提出をお願いします。  
それからもう一つ、先程町長から提案説明あった、内諾を得ているということがありましたので、もしあったらその議事録等も公開していただけるのであれば、資料として提出してもらいたい。あともう一つなんです、先程10%の中身、私中身質問しましたけども、平成18年度に協定書を作ってるという答弁がありました。その内容についても資料提出願いたい。以上です。

議長 三戸留吉 それでは総務課長、資料の方よろしくをお願いします。

総務課長 渡部博英 只今加藤議員から資料提出の要求ございましたけれども、宅地分譲に関しては資料の提出はいたします。なお、駅前土地の用地交渉の内容につきましては、個人的な部分もありますので勘弁していただきたいと思います。  
なお、協定書の資料につきましては、コピーを提出したいと思います。

議長 三戸留吉 それでは本日の会議は、これをもって散会いたします。  
どうもご苦労様でした。

(午前11時49分)

# 平成25年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第5日目 平成25年9月9日(月)

- 議長 三戸留吉 おはようございます。  
ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。  
これより本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第1、これより一般質問を行います。最初に9番 菊地文人君の一般質問を行います。
- 9番 菊地文人 おはようございます。本日からまた先週に引き続きまして議会が始まるということで、今週もスタートしました。後半戦が始まりますのでよろしくお願いしたいと思います。6月定例会に引き続きまして又トップバッターということになりました。この後6名の方々の質問を控えておりますので、当局の方々にはよろしくお願い致します。  
今回は3つの表題ということでお願いをしておりますし、また一問一答方式で行いますので、そちらの方も併せてお願いいたします。  
それでは議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。  
まず始めに一つめの表題といたしまして、八郎潟町独自の百人委員会の設置を、ということで質問をさせていただきます。  
我が町の自立度を高めて持続を目指し、活力ある地域作りを進めて行くには、諸課題に関して住民の意見を町政に反映していく事が重要であると感じております。地域住民が身近で感心の高い課題を話し合い、これを解決するための政策を行政に提案していくための組織が、百人委員会と呼ばれているもので、住民自治の実践をめざしている組織ということになります。  
具体的には地域住民が事業を企画・提案し行政に予算化を要求できるのが、百人委員会の仕組みとなっております。  
では本町の考え方の一つはと言いますと、以下、八郎潟町総合振興第5次基本構想より抜粋いたしますと、第5章に施策の大綱、第1節まちづくりの中で、「個性豊かで夢のある暮らしやすいまちづくりのためには、町民参加型の町政の推進が大切です。町民の手による自らのまちづくりの定着に向けて、町民参画を推進するとともに、できる限り多くの町民が参加できる仕組みづくりにつとめます。」と記述してあります。  
そこでお尋ねいたしますが、町民と行政が手を携えるまちづくりを推進していくためには、百人委員会の設置が不可欠と思いますが、当局のお考えをお聞かせください。また、開かれた行政へ向けての本町の現状、今後の具体的な施策を明示していただきたいと思っております。
- 町長 畠山菊夫 おはようございます。菊地議員のご質問にお答えします。  
菊地議員が言われるように、町民で組織する委員会から行政に対して、町の課題に対する解決するための方策を提案していただくことは、本町のように自立の道を選んだ町にとって必要だと思っております。しかし、目まぐるしく変化する時代の中で、早急な判断を迫られる事案が多数あるのも現実であります。各種施策の立案・予算化にあたっては、町内会長会議、町政座談会等での意見・要望を踏まえ、行政主導で議会の皆様の判断を仰ぎながら進めているのが現状であります。なお、事業実施の際は、各分野の各種委員会等での意見・要望を踏まえ、事業展開をしていると考えております。  
また、県との未来づくり協働プログラムのような大事業については、町民の意見要望等を集約するため政策検討会を設置し、策定検討会からの提言を受けて、現在事業を進めております。  
今後も、職員の企画立案はもちろんです。町内会長会議、町政座談会等での町民の意見・要望を反映した施策を、議会の皆様の判断を仰ぎながら進めていきたいと思っております。  
なお、今後基本構想の策定あるいは大事業等実施の際は、町民からなる委員会を設置し、幅広く町民の意見、要望を集約していきたいと考えておりますので、現在のところ「百人委員会」の設置は考えておりません。

9番 菊地文人 ご答弁ありがとうございました。基本構想の中に、ある程度方向性は示されると思ってましたけども、私がこの話をした理由の一つとして、予算化を住民が当局に要求できるというのがありましたので、こちらのほうでちょっと思った次第であります。

一つの例として、鳥取県の智頭町という町があるんですけども、鳥取市の南側、岡山県との県境にある小さな町、人口が約8,000人くらい世帯数にして2,800世帯くらいということで、本町と類似しているところがあって探してみました。その組織の中で色々部門が分かれてまして、商工環境部会、生活環境部会、福祉部会、農林業部会、教育文化部会ということで、各課の担当の方と、それぞれの百人委員会の中で住人から選ばれたメンバーで構成されているということであります。意見の最終的な取り扱いについて規約がありましたので、読みたいと思いますけども、「会議で審議された内容を取りまとめ町長に提出するものとする」「町長は総会に提出された内容を精査した上で、これを慎重に地域の発展と住民福祉の向上のため、町政に反映させるものである」という風になっております。この町長さんが当選した公約の一つとして、住民との二人三脚で町の自立と持続を、といった公約をされておったようです。それでこの百人委員会が発足したようでございます。毎年やってるようでございますけども、住民から英知と勇気をいただいたということで、また続けていくという風になっておるようでございます。

そこら辺の町長さんの思いというか、智頭町の町長さんに対しての政策の仕方の思いというか、何かありましたらお願いします。

町長 畠山菊夫 百人委員会の設置については、菊地議員さん言われたとおり8,000人10,000人規模の自治体も設けてる所ありますけども、主に人口の多い自治体に多いかと思えます。政策実現に向けて多くの関係機関が本町にもあります。委員になられる方々の選考も難儀しているのが現状であります。そしてまた委員会においては委員の皆さんも出席がおもわしくない所もありますので、せっかくあるものをもっと切り詰めておこなわなければいけないとは思いますが、ただ大きな施策についてはきちんとした検討委員会を町民の皆さんから集約して意見を聞きながら進めていきたいと思えます。今の現状では議会の皆さんから判断を仰ぎながら進めていくのが一番いいのかなと思っております。

9番 菊地文人 どうもありがとうございます。議会の判断を仰ぐ。最終的にはそうなるとは思いますが、智頭町の百人委員会のメンバーの中でこういった話があるそうです。「町づくりを町に任せがちだったという話で、百人委員会でアイデアを考え抜き予算要求までしたことで、今後の町政を見守る責任感も生まれるはず」その町の住人自治の仕組みを今後確立させたい、という委員の方の発言が新聞記事でありましたので、そちらの思いがよく伝わってくるのではないかな、という風に思ってますけども、その中で委員の発言で予算化したものの中に、7事業で9千3百万という事業費を委員会ですべて要求して通ってる、となってます。町にお金が無くて住民の思いが反映された予算にしたかった、という風な町長の答弁でございました。非常に財政のやりくりが大変な中で、町民が直接こういう風なものに参加すれば、真剣に行政に取り組むこともできますし、結果に対しても責任も引き受けざるを得ない状況にもなる、ということで非常に協働の町づくりに対して思いが伝わってくるような小さな町だなと思っております。

町長さんのお考え、今の所つからないということでございましたけれども、また何かの機会でありましたら、類似した例がもう一つありますので、次回の議会の中でもお話しできればなと思っております。

そうすれば次の質問に入らせていただきます。

地域包括ケアシステムの取り組みについて、ということで質問させていただきます。

秋田県では、平成20年3月に「秋田県地域ケア体制整備構想」を策定しております。この構想は、人口の減少や高齢化が進む中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう、医療と介護が連携したサービスを提供する等、地域全体で支え合う体制を築き上げるための基本的な考え方を示したものです。21年度からは、住民により身近な市町村の主体的な取り組みにより、地域ケア体制の構築がさらに前進することを目指すとしています。

それを受け、八郎潟町第5期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（H24～26年度）において高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の確立を基本的な考えとし、高齢者福祉計画と一体的に策定すると記述してあります。

それから、八郎潟町社会福祉協議会で取り組んでいる「地域福祉トータルケア推進事

業」は、目指す目標が同一なことから、地域包括ケアの推進にあたっては協同で取り組んでおり、今後も更に連携を強化し充実を図っていくこととなっております。

そこでまず地域包括ケアシステムの町当局の基本的な考え方を確認したいと思えます。また現状と今後の具体的な取り組みと方向性を示してもらいたいと思えます。

町長 島山菊夫

秋田県は、人口の減少や少子高齢化、あるいは核家族化・過疎化など地域をめぐる環境変化を背景として、高齢者の単身、高齢者夫婦世帯の増加とともに、地域の間人関係の希薄化に伴う社会との孤立。あるいは経済的な生活困窮者なども増加しているところでもあります。また、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、いよいよ医療・介護を必要とする高齢者がピークになると言われており、県人口の将来推計では75歳以上の高齢者が、今後20年で20%の増加。一人暮らし世帯が50%増加するなど、自立困難な方が増えることが予測されております。

一方では、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けたいと希望される高齢者が多いという調査結果があります。

本町におきましても例外なく、人口減少・少子高齢化が訪れ、福祉課題の増加は避けられないものと認識しております。国では、その解決に向けての対策として「医療・介護・介護予防・生活支援・住宅」の5つのサービスの充実を掲げ、これらを活用することで地域包括ケアシステムを構築することとしております。

現在、福祉困難ケースに対しては、関係する専門職を集めケア会議などを実施し対応しておりますが、菊地議員の言われる地域包括ケアシステムの構築までは至っていないのが現状です。社会福祉協議会が進めている地域福祉トータルケアについても同様です。医療・介護・介護予防へつなぐ個別のシステムは、確立されているものの、生活支援などについては大きな課題と考えております。高齢化が進むにつれて支援を必要とする方、認知症になる方などが増えることを考えますと、地域で支える福祉力の向上が鍵となるものと考えております。支援を必要とする方の情報提供は民生児童委員や地域福祉協力員などが担っておりますが、自助・共助の強化、「向こう三軒両隣」の強化を図ることで、地域力や福祉力あるいは防災力強化などに結びつけ、地域包括ケアシステムを推進して参りたいと考えております。

9番 菊地文人 ご答弁ありがとうございます。地域ケアの会議というのはまだ行ってないということですが、似たようなもので専門職を集めて会議を行っているということでございましたので、少しは進んでいるのかな、という感じでは思っておりました。ただ福祉関係の仕事の量はかなり庁舎内でも増えてきているということですので、どうしてもやはり市町村の責任においてその課の増員というものも今後考えなければいけないのではないかなと思っております。

地域ケアについては、ちょうど4年前の9月の定例会で同じような質問しておりましたので、もう一度確かめる意味で質問させていただいておりますけども、あの時も多分お話ししたとは思いますが、広島県の尾道市の尾道方式というのが地域包括ケアシステムに向けた、全国に先駆けての第一歩、モデルの事業になったと言われております。

そのシステムをもう一度確認してみますと、15分間のケアシステムということで、スタッフが医者であったり介護職員、訪問看護師、歯科医師、薬剤師、ケアマネージャー、民生委員等、そのようなチームで組んで、その人をどういったケアをしていけばいいのかを、たった15分間の会議の中で行っているということです。我が町もコンパクトといつも町長おっしゃってる小さな町でございまして、今後わずか15分、毎日15分やるだけでも、その人のための介護・支援そういったものが必要になってくるのではないかなと思っております。

そのケアシステムに入る前の段階で、どうしても調整役という方が必要だと思いますけども、これ1つのまた例でございまして、コミュニティーソーシャルワーカーという方がおります。それは地域において支援を要する人々の生活圏や人間関係など環境面を重視した援助を行うと共に、地域の基盤とする活動を発見して支援を要する人々に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度の調整を行う専門的知識を有する者、そういう風に位置付けされております。これは恐らく県の社会福祉協議会の関係のものかなと思っておりますけども、そちらの方も利用されて少しずつ地域ケアシステムの構築に向けて進んでいっていただければと思っております。

また今年7月の下旬に、厚生労働省の老健局振興課のほうで地域包括ケアシステムに向けた取り組み、ということで全国の事例が発表されております。その中で長野県川上村という小さな自治体があります。またそちらのほうはNHKで放映されておりましたけども、2025年まで、先程町長さんの答弁の中でもありましたけども、5人に1人

が75歳以上の高齢になるということで、全国で約2千万人を超えると言われております。その川上村の村長さんが今進めている施策として、ミニ福祉エリアということでテレビ放送されておりました。やはりコミュニティが薄れていく中で、非常に小さな村、コンパクトな村ということもありまして、そちらのほう進めて行くということになってましたので、そちらの方も参考にされながら進めて行ってもらいたいと思います。

ちょっと話は逸れるかもしれませんが、川上村いま全国に非常に注目されておまして、キャベツの生産が盛んな所だと言われておりますけども、かなり視察の方々が来てるとということで「奇跡の村」と言われているそうです。一人当たりの年間所得が2千5百万くらいと伺っております。この間、総務大臣が視察に行ったということでございましたので、非常に注目されている自治体でもありますので、そちらの方も参考にされてもいいのかな、という風に思っています。以上でございます。

それでは表題の3つめでございます。

自転車の事故、ということについて質問させていただきます。

近年、自転車の事故が多発してきているという報道がありました。自転車の事故というと車との接触事故などの交通事故を思い浮かべますが、最近の傾向としては自転車同士との事故や、特に多いのが自転車対歩行者のような歩行者に対する事故が増加しているそうです。そして警視庁交通局の平成24年のデータによりますと、自転車乗車中による死傷者数は131,762人と交通事故全体の死傷者数に占める割合は15.9%と高い数値を示しており、このうちの4割を若者と子どもで占めているとのことでありました。

また、自転車に関係する取り締まりは昔よりも厳しくなっているそうです。自転車が事故を起こす主な要因は、安全不確認、信号無視、一時不停止、無灯火、酒酔い運転等です。また悪質・危険な違反については、積極的に検挙されたり適正な処分がなされることになっています。

それから最近は歩道が無秩序に通行する事故が多発しているそうです。事故が起これば、例え自転車であっても加害者・被害者どちらにもなりえる乗り物です。事故によっては高額な賠償責任が求められたケースもあります。今年の7月には当時小学校5年生だった少年（現在15才）が乗った自転車と歩行者との衝突事故をめぐる損害賠償訴訟で神戸地裁は、少年の母親（40才）に約9,500万円という高額賠償を命じた。子を持つ親にとって、1億円近い賠償を命じた今回の判決は驚愕でもあり注目を集めているそうです。こうしたケースも多く自己破産に至る例も少なくないということです。

そんな中、自転車の保険制度拡充を目指した動きも出始めているそうです。そして自転車の事故を引き起こさない（加害者にならない）ために、また事故に巻き込まれない（被害者にならない）ためにも、ルールとマナーを守らなくてはいけないと思います。そこで本町の小中学生でのおおよその自転車利用者数は、どれくらいでしょうか。それから自転車を利用する際の指導方法とその年間回数はどうなっているのか、それから事故に備えての保険などを保護者に対して説明・周知はしているのでしょうか。お尋ねいたします。

教育長 江島廣

おはようございます。菊地議員のご質問にお答えします。

子どもの安全については、毎年8P連で年1回危険箇所の点検活動を実施しており、昨年からは、八郎瀧真坂駐在所長さん、教育課、町民課、建設課職員も同行し、町内の危険な状況把握に努め、改善を必要とする部分には即対応できるように努めておるところです。先日はまた、警察署から小中学校の周囲道路をゾーン30区域に申請する旨の説明会もございました。

質問にあります本町の小・中学生の自転車利用数は、中学生通学・部活動時でほぼ全員140名程度、小学生は主に土・日のスポーツ少年団活動やプール使用時に70名程度となっております。

自転車利用の指導については、小学校では4月に1回、3年生以上を対象に五城目警察署員から御協力いただいて交通安全教室で指導しております。また学校からは、保護者に自転車利用の約束についての文書を配布しご協力をお願いしております。

その内容は「自転車使用（校外生活）は家庭での責任において行われるべきものです。この考えのもとにお子さんと話し合い、正しい乗り方を徹底させてください。」というもので、学年に応じた自転車利用の範囲、望ましい自転車について、乗車前後の約束ごと、運転時の約束ごとの4項目を具体的に示しております。

学年に応じた利用範囲を紹介しますと、1・2年生は家のまわり、3・4年生は隣の区あたりまで、5・6年生は学区内を基本としております。最近ルールが守られていないとの情報があり、9月にもう一度話し合う場を設けるということでした。また、夏休



み中に町民から飛び出しなどの情報提供があり、個々に指導するとともに、その飛び出し等の例をあげ全校児童・保護者にメール配信で注意をうながしております。今月中にクラスごとにDVDを使った指導を行うこととしております。

保険については、PTA安全互助会に全員加入済みです。

中学校では、年度当初、全学年で小学校と同じように五城目警察署員から御協力いただいて交通安全教室を1回実施しております。特に1年生については、個別に校地内に横断歩道を設けての实地訓練も行っております。ほかに交通安全運動週間中には、年1～3回程度、街頭に教師がついて指導しております。

保険は、学校管理下内であれば日本スポーツ振興センターの保険が適用になり、学校管理下外のものについて、PTA総会でPTA安全互助会への加入を周知しており、全員加入済みとなっております。以上であります。

9番 菊地文人 一番懸念されておった保険については全員加入ということで安心しました。非常に高額な賠償責任が発生すると大変だと思ってましたので、良かったなと思ってます。この町であればそんなには混雑もしてないので心配はしておらないわけですけども、万が一を考えてこういった質問に至ったわけでございます。

最近ではやはり小中学生の事故が都会の方では多いと伺ってましたので、それと同時に高校生、社会人の若い人たちも非常に時代の背景がありまして、携帯電話やスマートフォンを持ちながら自転車を運転している、あとは音楽を聴きながら運転しているということもありましたので、そちらも心配をしておったところでございます。

答弁ありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

議長 三戸留吉 これにて9番 菊地文人君の一般質問を終わります。  
次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義 おはようございます。今回、3問の通告をしておりますので、答弁の方よろしく願いいたします。

質問1、秋田新幹線の八郎潟駅までの延伸を

昨日の朝、5時20分頃、2020年第32回夏季オリンピック、パラリンピック大会が東京に決定したことは、復興五輪としても国にとっては大変喜ばしいことでもあります。それによる経済効果も3兆円から100兆円を超えると指摘されております。

さて日本経済も、アベノミクス効果「3本の矢」による成長戦略が功を奏し、消費者物価指数はプラスに浮上してきており、ここにきてデフレ脱却の大きな要因となっていると報道されております。また、アベノミクスによる副作用も多々指摘されてはおりますが、内需拡大が今後の大きな課題とされております。しかし、経済効果に誘発されたのか、この夏の国内外の人口移動の数は近年にない数字だと報じられておりました。先般のさきがけ紙にも秋田県の経済動向がありましたが、4～6月の県内の経済情勢は穏やかに持ち直しつつあると発表されており、地方にも一部であるが明るい兆しが見えたのが光明だと思います。

さて、私が今回この質問を提案したのは、このような明るい経済状況さらにオリンピック招致による国内に来る外国人の観光客は、期間中で250万人以上と言われており、このような状況を逃がさず地域の活性化、さらには地域づくり、地域社会を意識的に再生産する活動が必要だと考えたからであります。その結果として、生活領域としての地域での住民生活が向上し、さらに地域社会の発展を促すためにも是非必要かと考えております。

かつては秋田新幹線の大館までの延伸の話がありました。今一度、地域活性化の起爆剤としてこの問題を取り上げました。

かつて我が町は、秋田市への通勤、通学の便利さとして、当時は秋田市へのベットタウンとしての位置付けとして多くの方が我が町に居を構えた時期があります。現在これぞ、という振興策の進まない今日、将来を見据え、また子どもたちが希望を持って活躍のできる社会を築くためにも、またその基礎を作るためにも、我々がその任を遂行することが責務だと考えて、この提案をしました。

もしこれが実現出来た暁には、この地域の一番大きな地域活性化につながることも大なることと確信します。この計画の実行に際して厳しさは付きものですが、相手もあることですし、もし不可能だとすると一番大きな要因はどのような問題が考えられるかご指摘ください。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えします。

平成7年に能代山本地域の自治体や経済団体が構成する、秋田新幹線延伸早期実現能代山本期成同盟会が結成され、国や JR に働きかけを行ってきましたが、実用化が見込めないということで昨年活動の休止が決まったと聞いております。新幹線の延伸により経済効果は、金議員さん言われましたとおりにあると思いますけども、実際には延伸の実現というのは非常に厳しいものがあると思います。

能代山本期生同盟会の活動が休止したことについては、ミニ新幹線のままで能代まで伸ばしたとしても、開業した新青森駅から能代に来る方が早いことや、大館能代空港の赤字がさらに膨らむ等があると思います。更には秋田新幹線の着工に使った工事車両が、今は無くて自治体の工事負担もかなり嵩むだろうという判断だと思っております。仮に本町まで新幹線が通った時、現在八郎潟町のダイヤというのはたくさんありますし、それがどれだけ本数が減らされるのか、そしてまた通勤通学への影響あるいは工事期間中の代替交通、更には貨物輸送にも支障をきたす、色々な検証が必要かと思っておりますので延伸は非常に厳しいものと思っております。

### 3番 金一義

いま町長が答弁されたことは折り込み済みで質問させていただいております。勿論簡単にはいかないということも十二分に承知しております。ただし、うまくいかないというので引込むのではなくて、能代山本の期成同盟会も私知っておりました。私も色々調べた範囲では、うちの方のホームそのものの敷地面積からいうと東能代よりは狭い。東能代駅まで行くとうちの方の倍以上の敷地持ってます。格納庫とかそういうものを作るだけの面積はあるそうです。けども八郎潟の場合も格納庫まではいなくても、その形のものがスペースが非常にあるんじゃないかというお話もされております。それと工事やる場合経費がどれくらいという試算されておられませんけども、在来線といってもこの場合は三本の軌道を作っていくかということでもございます。電線は使えるそうです。パンダグラフの位置からいって若干の位置をずらせば電線はそのまま使える。軌道の設置がネックになるということで、もちろんその場合は在来線の通過、走っておりますそういう形のものもあるでしょうけども、ただ私がこの題とりあげたのは、こういう新しいものを、今東北新幹線の場合は青森まで3時間です。近年には函館まで開通する、そういう時代に我々秋田新幹線、飛行場まで一時間以上の時間のロスが今の段階で生じております。先程町長話しておりましたけども、ここからだとかたくさんの電車が通ってます。けども、やはり我々は夢を抱くのが大きな要素でないかと、夢も何もなくただ現実だけを見つめるとなると、そういうお話しになるでしょうけども、やはり夢を持ってそういう形の実現に向けて一つの運動といいますか、そういう形で盛り上げて地域の活性化、地域というのは自分たちで作っていくかという活性化にはならないでしょう。人を待っておっても。そういうことでもう一度町長の答弁をお願いします。考え方を簡単をお願いします。

### 町長 畠山菊夫

夢は持たなければいけないと思っておりますけども、ただ沿線の自治体がどういう風に考えるかということでもあります。一つの自治体がやってできるものではありません。むしろ国も県も沿線の自治体も、これ協力がなければできないわけでありまして、それだけの費用対効果がどのくらいあるのか、さっきもいいましたけども、工事車両がないわけです。手作業での工事となると、かなりこれは期間もかかりますし工事費もかかります。

それと今秋田八郎潟間が30分くらいで行けるわけでありまして。それがどれくらい短縮成るか。乗り換えしないで東京までは行けるでしょうけども、そういう色々なことを検証しながらやっていかないとできないわけで、まず検証が大事だと思います。一般質問を受けてからあまり時間がありませんでしたので、もう少しこのあたり検証しなければ、しっかりした答え、出ないと思っておりますので、今後検討してみたいと思っております。

### 3番 金一義

私はかつて、今リゾートしらかみ、全国で一番くらい人気がありますが、あの時も提案して八郎潟駅停車しました。それと首長さんの中には新しく駅を作った首長さんもいます。もちろん深浦ウェスパ樺の駅も新設された駅でございます。そういう形でやはり前向きな考え方は必要でないかなと、私もこれ色々な人に話したら、おもしろい話じゃないかと、ある首長さんが話しました。難しいところはあるけども、おもしろい話じゃないか、というような答えをいただいております。それで勇気をもってここで質問させていただいておるわけですけども、これが一朝一夕にできる訳では無いということは十二分にわかっております。

田沢湖線開通するとき、大曲までの電車を止めてやったそうです。勿論あそこは在来の電車は山手線の電車で、山手線が高規格だそうで盛岡から大曲までしか通れない電車だそうで、そういう形であそこ区切ってやれたんですけども、この場合は秋田からう

ちの方までは複線で、追分から大久保までは複線になってないんですけども、複線の区間をうまく利用すればなという気もあります。これはまだ空想の段階で、先程町長言っておったように、直通でいける気持ちと乗り換えで行ける気持ちは、やはり高揚感違うし入ってくる人間の数も違ってくると思うんです。秋田で乗り換えてこっちまで来る。町長しょっちゅう東京行ってわかるとは思いますけども、我々もたまにいて帰る時、あそこで下りて乗り換えて在来線で来る時の差、これが非常に、それが普段だと思えばそれまでですけども、その差に大きな落差があると私は感じております。

八郎潟までと言っておりますけども、将来は青森までの感覚で大きな一つの道しるべを作るためにも、ということで私はここで敢えて、難しい問題なんだけれども声をあげたところでもあります。

いずれ黙ってれば何十年経ってもこの問題はないと思いますけども、再度もう一度町長の考えをお願いします。

町長 畠山菊夫 本当に JR さんの方では、実際にミニ新幹線構想はない、ということをはっきり明言しております。新幹線が通ることによって在来線のダイヤがどれだけ減らされるか、残りが通勤通学にどれだけ影響するのか等、色々検証しなければいけないことがあって、ちょっと考えさせてください。やらないとは言いませんがもう少し余裕をください。

3番 金一義 まあそういう考えがくるんじゃないかと思いましたが、また機会あるときお伺いすることがあると思いますので、私ももう一度検証しておきますので、町長の方の検証よろしくをお願いします。

2問目に入ります。

文部科学省は、4月に実施した全国学力テストの結果を公表しました。その結果によると、秋田県の小学校、中学校は昨年に続き、6回の連続トップクラスの成績を収めたとあります。これは秋田の教育に大きな活力を与える話題であります。

私は先般、元かぐや姫の山田パンダ氏の講演を聴く機会がありました。秋田県の小中学校のテスト全国一の話に触れられて、その一番の源は家族環境がしっかりしているから、このような結果がでるのではないかという話をされていました。

そこで本町幼稚園の今後の在り方と、認定こども園についての考え方であります。

総務省がこの28日発表した人口調査によると、少子高齢化の加速が浮き彫りになりました。この調査によると、秋田県が全国で最も人口減少が進んでいるとあります。それと共に高齢化も進行し生産年齢人口が減り、ますますこの状態から抜けきれないジレンマに落ち込んでおります。例に漏れず本町も人口減少が今後も進み、それに伴って少子化が進行する悪い循環がこれから先も続くことが予想される今日、この先を考えると本町における幼児教育を考えますと、ますます子どもの少なさによる環境が厳しさを増してくるものと思います。

また本町には、幼児教育施設として民間の保育所と、町で経営しております幼稚園がございます。現在、家庭の生活ライフの関係から幼稚園で夕方まで預かってほしい、また保育所でも小学校入学前の教育を充実して欲しい等、様々な要望があると思います。

国も長時間保育を公認したり、そのための予算を増額したりしております。しかし、長時間保育のノウハウも幼稚園では十分でないと考えます。一人が受け持つ子どもの数も、幼稚園と保育所では異なっております。十分な準備もなしに長時間保育をします、ということでは子どもが不幸になります。更には集団生活を学ぶということでは、現在の規模で良いのかといった問題もあります。

現在幼稚園に入園されております子どもの数は、3歳・4歳・5歳児とありますが、本町に住まいしております入園適齢期の年度別の全体の子どもの数は、どのようになっていますかお知らせください。更に本町では、今後年度別の幼児数をどのように推計しておりますかも併せてお知らせください。

教育長 江島廣 金議員のご質問にお答えします。

現在、幼稚園在園の5歳児は住民登録者数32名中16名、4歳児は34名中20名、3歳児は34名中18名となっており、町の2歳児は34名、1歳児は30名、0歳児は22名、25年4月2日から8月まで生まれた子どもは17名となっております。

これまでの状況からして、5歳児から3歳児までの住民登録されている子どものうち、55～60%が幼稚園児で残りが保育園児で推移しており、5年後には各学年15名程度ではと予想されます。幼稚園にとっては、この程度の人数が一番指導しやすい在籍数といえますが、1クラス10名以下になりますと学習活動も寂しいものになっていくと思われれます。

平成21年に幼・保・小・教委連絡協議会を立ち上げ、現在、幼・保と小の連携と接続を研究しながら年7回ほどの交流会を実践しておるところです。平成24年9月制定の「子ども・子育て関連3法」を受け、保育園では将来は幼保連携型認定こども園に向けて検討中であります。

幼保連携型認定こども園とは、0～2歳までを保育園機能で、3～5歳までは幼稚園教育を行うものであります。今年度に入り、教育課と福祉課、幼稚園主任教諭と保育園長・副園長を交えて今後の幼児教育について意見交換しております。私は今までもいろいろな機会にお話ししてきたとおり、町の子どもには幼稚園時期から個性を大事にしながら、同じ考え方ですべての子どもを育てたいという思いがあることから、その場でも町の子どもの3歳児までを保育園で育てていただいて、4・5歳児は広い敷地と環境豊かな幼稚園で育ててはどうかと提案しました。保育園側としては、今後少子化が進むと3歳児までだけの子どもの保育では、保育園経営面での不安要素も多々生じて来ることや、現在0歳から5歳まで一緒に保育する中で、上の子が下の子どもの面倒を見ることなど、子ども同士の良好な係わりが見られ、この状態を保持したいなどの理由をもって、私の提案には賛成しかねるとの回答で話し合いは平行線でした。

26年度中に、八郎潟町子ども・子育て支援事業計画を策定し、27年度から施行というスケジュールになっており、補正予算をお願いしてあるとおり、この後子どもに関する法律による施策について調査・審議する、八郎潟町子ども・子育て会議の設立と0歳～12歳までの保護者を対象としたニーズ調査を実施いたします。保護者の思いや願いを十分に把握し、子ども・子育て会議での意見・提言を踏まえ、町としての方向性を固めてから再度保育園を交えた話し合いをもつ予定としております。

### 3番 金一義

こども園のこと、この後聞こうと思っておりました。いま教育長さんからお話しありましたけども、今後の在籍の話もあるんですけども、子どもの数が少なければ少ないほど良いのかそこら辺わからないけど、ちょうど良いようなお話もありました。いま25年度で3歳児で18人、4歳児で20人、5歳児で16人というような在籍で、全体の子どもの55%～60%の子どもが幼稚園の方に入られておるとい話がございましたけれども、要するに私は、それはそれとしていいんでしょうけども、これからの社会生活の中のライフスタイルが変わって、女性もどんどん外に出て社会生活の中に参画する、そういう時代が前から始まっておるんですけども、そういった場合にそういうためにも子どもの数が少なくなってるのが原因かどうかわからないですけども、それを受ける受け皿がきちっとしたものでないと、ある程度の子どもの数がおらないと、子ども同士の競争がないと、伸びていけないので必要だと思います。例えば10人や15人で1クラスで大事に育てるのも必要かも知れません。けれど子ども同士の切磋琢磨がなくなるのではないかと。小学校にいても30何人かしかおらないんですけども、そこら辺いまこの次の問題に入る段階で私お話ししておるわけなんですけども、こども園の事にふれて話しています。まず今後の見通しとしても、こういう状態触れられておりましたけども、子どもさんの数というのは新たにそんなには増えないという見通しのようにですけど、何年先まで推計立ててますでしょうか。

### 教育長 江島廣

今年度ニーズ調査をしまして保護者の方からの色んな意向等、それから子ども・子育て会議の人員等踏まえながら、町としての子ども子育て支援事業計画というものを来年度中には策定する予定になっております。確かにこの先考えた場合に子どもさんの数というのは、いま申し上げましたように多くても1年に25名程度かなという見通しなんです。悪ければ20を割るかも知れない。そういう中であって保育園さんと幼稚園が2つあるということ事態が、しかも3歳～5歳まで両方に在籍するという事は非常に苦しくもあるし活性化にも子どもの育ちにも問題があるだろうと思っております。そういうことを考えまして、先程申し上げましたように、私はせめて4歳5歳は小学校にあがる前段のところ、全員が同じ学級でとの考え持ってますけども、色んな課題があるわけですね。担当が違いますし公立と私立で。それから保育園さんの方では幼保認定こども園的なものを検討しておりますけど、たぶん保育園さん側で悩んでおられるのは、今までの保育園教育と変わらして、3歳から5歳までは幼稚園教育をやらなければならない、そういう面での大きな課題を持っていると思うんですね。ですので検討に検討を重ねながら今すぐ踏み込んでいくという風にはなれないのではと思っています。そういうことを総合しながら、将来的には最低4、5歳、3歳まで含めればよろしいですけども、幼稚園教育をしっかりできる、そして小学校へあげてあげたいというのが私の願いでありますので、そういう方向へ進めるように努力はしていきたいと思っております。

もう一つは保護者のニーズということで、いまネックになっているのは幼稚園には給

食ありません。保育園は給食あります。それから預かりの場合も幼稚園は6時まで、それも今までよりは少しずつ長くなって、親の意見を聞きながらやっております。ただ将来的にはもう少し朝早くから夜は7時頃までとかという要望が非常に大きくなってきているのではないかと、もう一つは幼保連携型の認定こども園にしますと給食は必然的になければいけないというかたちのもので、その面も含め課題として持ちながら良い方向性を求めて行きたいと今の所はそういう考えでありますので、これ以上のことは今ここでは、結果見てみないとはっきりしたことは申し上げにくいので。

3番 金一義

次に質問する答えを教育長さんがお話されておりますけれども、結果論としてうちの方では保育所と幼稚園があるんだと、仮に認定こども園を保育所さんの方で取られた場合、今話されました就学前までの教育ができる、今でも就学前の子どもはおると思いますが、そこら辺のギャップが、2つあるもので、官、民のかたちを今後、もう一度お聞きしますけれども、将来的に考えてどういう考え、はっきり言えないとおっしゃっておりますけれども、個人的な考えとしてはどういう方がベターな考えなっているのでしょうか。

教育長 江島廣

個人的というお話ですので個人的にお話ししますが、私はやはり前々からお話ししておりますように、4、5歳は全員という考えであります。ですので保育園さん側の方4、5歳を公立でというお考えが全然無くてですね、この先もしかして人数が本当に少なくなってきた場合、お互いにつちもさつちもいなくなるんですね、幼稚園教育が。そうなる前に話し合いをしながら、例えばどちらかの経営で合体する、そういう風な形になった場合でも、幼稚園教育はちゃんとした教育委員会の指導がしっかり入って、色んな形で県の方からも指導してもらえよう、そういう状況で子どもを育てていかなければいけないと私自身は考えております。そういう風になれるように、この先色々煮詰まった話を進めていかなければならないと考えております。

3番 金一義

教育長さんのお話しが、だいたいわかりましたので、いずれ子どもの教育のことですので、そこら辺をきちんとお話しなされて誤解のないような形で将来の子どもたちを指導していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

次に時間押してきましたけれども、第3問です。

難病患者の障害福祉サービスの体制づくりは、ということでご質問させていただきます。

平成25年4月1日に障害者総合支援法が施行されましたが、この法律の趣旨は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな傷害保険福祉施策を講ずるものとするであります。

そこで、4月に施行されました障害者総合支援法に基づいた、本町の対象となる難病患者の障害福祉サービス支給に係る調査活動は、適正に行われておるか。更に申請患者に最大の配慮に基づいた詳細な調査活動が求められておりますが、本町における諸体制はどのように推し進められておりますかもお伺ひいたします。

なお、難病に指定された病気はどのような病気があって、その範囲は。更に、障害者自立支援法からの主な改正点をお示しく下さい。

町長 畠山菊夫

平成25年4月1日施行の障害者総合支援法は、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病患者等を追加し障害福祉サービス等の対象となっております。新たに対象となる方は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分の認定などの手続きを経た上で、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等を利用できることとなります。

参考までに対象疾患は130疾患であり、難病患者等を把握している秋田中央保健所によると、平成25年3月末現在における本町関係者は45人となっております。

実施体制については、「調査認定員マニュアル」に添い、難病患者等からの申請を受けたあと、職員が日常生活等の調査を行うこととなります。調査は、疾患により症状が変化したり、進行するなどの特徴があるため、専門的な知識を有する担当医師の意見や保健師の意見を事前に把握しながら行われ、一次判定されます。次に、医師等で構成されている南秋田郡障害程度区分認定審査会において審査し、障害程度区分が認定された後、障害程度区分により、利用者一人ひとりの実情に応じた適切なサービスが受けられるようになります。

ちなみに、本町での難病等の障害程度区分の認定は現在のところ申請はありません。

3番 金一義 難病というのは、どういう定義をもって指定されているのか。130の病名がござい  
ますというけれども、難病そのものの定義というのありましたらお願いします。

福祉課長 落合智 疾患により症状が変化したり進行するなどの特徴がある、そういったものが難病とし  
て取り扱われますけども、これが例えば安定化する疾患であれば障害者というかたちで  
手帳を、といったかたちで変わっていくことになります。

3番 金一義 そうすると先程町長の方から、今年度の認定者はないというお話しだったようです  
けども、そこら辺の調査、精査はどのような形で行われておりますでしょうか。

福祉課長 落合智 先程、町長のほうからも答弁ありましたけども、本町関係者で認定された方45名と  
いうことです。この制度が始まったのが4月からで今現在では130の疾患の疾患対象  
者がいないということでもあります。

3番 金一義 そうすると認定された45名の方々の生活状況というのはどのようなかたちで、施設に  
入られているとか、知る範囲で教えてください。

福祉課長 落合智 45名ですけども、県の方で指定しております指定患者というような形で、3月まで  
は難病疾患56疾患、これに該当する方が45名おりまして、それ以降の130に拡大  
されたものについてはまだ把握しておりません。45名の難病患者につきましてのそれ  
ぞれの動きについては、町としては把握してない状態です。把握しているのは中央保健  
所なので、町には情報いただいております。ただそれ以外の56項目にあたる疾患の  
人数については情報は得ております。

3番 金一義 そうすると45名の追跡調査と申しますか、そういうのは町ではおこなっていないと  
いうことで、よろしいでしょうか。

福祉課長 落合智 追跡調査等は行っておりません。

3番 金一義 それはどのような理由からでしょうか。

福祉課長 落合智 先程も言いましたとおり、この56疾患の難病患者の方々については名前等につい  
ては把握しきってないのですが、県の方ではどのようなになっているかについて今の所分  
りませんので、その辺についてもし必要であればこのあと情報提供したいと思います。

3番 金一義 私、なんでかという、もちろんプライバシーもあるでしょうけども、結局患者に対  
する隙間のないものを与えるために、こういう法律ができるんだと思うんです。そうす  
ると窓口なるのが必要だと思うんです。それでその患者さんに対する追跡がないとなれ  
ば、非常に投げやりでないかと。地元の方が認定された場合、当局では県の方にあげて  
やると、後は知らないんだというような捉え方でもよろしいでしょうか。なぜかとい  
うと、やはり先程9番の方の包括の質問でもありましたが、手厚い福祉の世の中なので、  
こういうかたちのものができてきた訳ですよ。26年でまた新しい法律がと書いてあり  
ますけども、やはり弱者の方々の追跡も町では公表する必要はないんですけども、捉  
えておいて、いざというときの対応が必要ではないかと思って何度も聞いているわけ  
で、今後の対応策としてのお答えをお願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 45人に対しては、なかなか県からも情報がきていないのが現状です。相手のことも  
あり非常に難しいこともありますけども、制度の周知については今現在行っておりま  
せんけども、これから町の広報などでも周知を図っていきたいとは思っております。

3番 金一義 福祉のことですので手厚い福祉政策をモットーにしております町長ですので、ひとつ  
切れ目のない、こればかりじゃなくて福祉の政策をお願いしたいと思います。  
これで質問を終わらせていただきます。長い間ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。

次に、5番 加藤千代美君の一般質問を行います。はい、5番 加藤君。

5番 加藤千代美 5番 加藤千代美です。答弁にあたっては、忌憚のない意見をもらいたいと思  
います。

まず最初に、追徴課税と説明責任についてであります。

質問の観点は、安全と安心を求める町、ということにおいて質問したいと思います。先の臨時議会で度重なる行政事務ミスに対して町長が陳謝いたしましたが、行政事務は住民の声を聞き、住民に適確な情報を与え、その上にたってこそ住民が安全で安心な生活が、町長が言う安全で安心な町ができる、それが本来の目的だと私も理解いたしております。その為には起きた問題について、行政はしっかりと説明責任があると私は考えます。

先日、議会事務局より勉強してくるようということで、秋田で議会広報について勉強にいく機会を与えてもらいました。大変感謝いたしております。その勉強の中で、住民に説明する時には誰にでも解るような説明をする必要がある。例えば、行政では借金のことを起債あるいは公債という。しかし一般大多数の人は、何のことを言っているのか理解できないでいる。このような説明の仕方は、極めて不親切なものであるという説明の仕方でありました。

そこで私にも思い当たることが1つありました。昨年、国保税・住民税の追徴課税がきたのであります。恐らくこの中にある議員の方々にも、追徴課税がきた人がいると思います。私は全ての税金に対しては、納入通知が届いた段階で速やかに納めるようにしているのですが、なぜか追徴課税がきたのであります。そこには計算式により計算された金額と納税通知書が入っていました。なぜこのようなことになったのか、一切説明ありませんでした。事の次第は、新聞・広報等で3年に一度の改訂される評価基準の誤りによるものと報道されていたので私は理解できましたが、大方の住民は疑問に思ったと思います。

ここにも前段で申し上げましたように、なぜこのようになったのかというペーパーが必要であったものかと考えるのであります。どうか、その点についての説明責任があると思いますが、町長はどう考えておられるのかお知らせ願いたいと思います。

次に、行政改革と行政事務の執行ミスについてであります。

ここ数年八郎潟町の行政ミスが新聞により報道され、町民からは、またかの声が我々議員の元にも届くようになってきました。新しいところでは、7月に執行された参議院議員選挙における推計投票率の誤りであります。これらのミスを考えるときに、職員が関係機関からきた公文書をいつものことだと思い込み、ないがしろにしているのか。また自分一人で仕事を抱え込み他人に相談をしていない、あるいは自分独りよがりの解釈をして事務執行が精一杯で、ゆっくりと公文書を読む時間を作ることができない等の問題なのか、考える必要があるのではないかと。

私が想定したことが起こらないようにするために、行政改革、事務改革を行ってきたものと思いますが、その辺はどうなっておられるのか。

しかし現に問題が起こっている実態がある以上、このことは行政の執行者として無理な行政改革を行ったと考えているのか、それとも適材適所に人員配置を怠ったと考えているのか。職員の能力が施行者と乖離しているために起こったと考えているのか、仮に執行者と職員の能力に乖離があると考えるならば、執行者は町民のためにも職員のためにも、意識を高める研修制度を活用して組織全体の意識の向上を図るべきではないでしょうか。

次に、宅地開発と宅地並み課税についてお伺いいたします。

私は3月定例議会において質問いたしましたが、町は人口増を図るために昭和50年から宅地開発を始め、用地を取得するにあたって用地の転用を図って買収したのか。

売却するときには、宅地として売却したのか。売却した後に何年後に家を建築しなければいけないという条件をつけたのか。仮に数年経っても家を建築しなかったときには、どのように対処したのか教えていただきたいと思います。

また宅地開発について、協力しなかった土地があったときには、その土地に対してどのような対策をとってきたのか。その際周辺が開発されて、上下水道その他の施設が整備されても農地として踏ん張った土地に対して、宅地並み課税として税を付加したのか、そうでなかったのか。もし宅地並み課税がなされていなかった時には、周辺の宅地開発に応じた人との間に税の不公平感があると思うが、その辺はどう考えているのかお伺いしたいと思います。

4点めですが、教育とクラブ活動についてであります。

私は、継続という観点でこの問題を聞いていきたいと思っております。

最近、八郎潟中学校の生徒数が減少していることにより、クラブ活動に対する生徒の意識の変化があるのではないのでしょうか。生徒数が多かった時には色々なクラブがあって、勝利に燃えているクラブ、楽しく友人と語り合うクラブ、その他色々あったと思います。その中で小学校でやっていたクラブが、中学校に入学したとたんそのクラブが中

学校にはなく、自分の信念を曲げて自分の意思とは反するクラブを選択しなければいけない悲しさ、虚しさ、しかも小学校時代には県大会、東北大会、全国大会等に参加し、立派な成績を収めた子どもたちにとっては、非常につらい選択であったと考えます。

幸いにして今までは自分たちと意識が共通する子どもたちが集い、他校の力を借りてクラブ活動を続けてきたようであるが、今年に入って八郎潟小学校がソフトボール全国大会でベスト8になったことを考えると、八郎潟中学校にソフトボールクラブを創ってあげても良いのではないのでしょうか。

私は、教育の理念は私ごときが語るまでもなく、教育長が現場経験者であり指導者としても一番解っていると思います。私は、時代にあったクラブ活動、更には子どもたちが楽しく活動できるクラブ活動、時代を捉えたクラブ活動を過去のしがらみにとらわれることなく創ってあげることが大切だと思います。

懸念されることは、創ったことは良いが後継者がいるかということだろうと思います。幸いにして小学校低学年からの入部者もあり、長く継続できるクラブに発展できるものだと思います。単に八郎潟中学校のソフトボールクラブと考えるのではなく、今日まで八郎潟町ソフトボール協会が縁の下の力となっていて、秋田県の小学校全国予選大会を昭和62年から数えること24回、高校の新人ソフトボール予選大会13回を開催した経緯を考えて、秋田県に貢献している八郎潟町のソフトボールというものを観点においてご判断を仰ぎたいと思います。

町長 畠山菊夫

加藤議員のご質問にお答えします。

始めに、固定資産税については、3年に1回評価替えがあり、平成24年度は固定資産評価替えの年に当たり平成21年度からその準備を進め、田畑、山林の評価替えをした第1年度でありましたが、その課税の状況を報告する固定資産税概要調書報告書により、県が指示した提示平均価額を下回る結果となりました。この提示平均価額は、平成23年11月に県に提出した翌年度の固定資産税を決める、固定資産税総評価見込調により算出され、県から示される田、畑、宅地、山林の平均価額であります。

平成24年度固定資産の課税を終え、5月に平成24年度分固定資産税概要調書を県に提出し、その中で田、畑、山林の平均評価額が提示平均価額を下回っており、県より課税の修正を指示されました。これは、田、畑、山林の平均評価額が県内でも高い所に位置し、隣接町とも評価額の格差がありバランスがとれないこともあり評価替えを機に調整し評価額を下げたものですが、県の指示に従い、再び元の評価額に戻し修正課税したものです。田、畑、山林の評価額が修正された固定資産税の納税義務者は、657名、それに対応する税額は419,600円の増となり、修正された筆数は、10,474筆であります。

また、国保税の資産割に修正のあった方は、147世帯で、50,000円の増額となっております。また、これらの方々には、平成24年9月24日に「平成24年度固定資産税及び国民健康保険税の課税誤りについて(お詫びとお願い)の文書を送付し、「課税誤りについての説明会を3回開催し、また、町広報9月号に「お詫びとお願い」を掲載し、町のホームページにもこのことについて掲載して周知しました。

また、このことについての議会への説明は、平成24年8月9日開催の全員協議会で行っております。

次に、行政改革を急速に進めた結果ミスが起きているのではないかということですが、本町は平成16年に合併協議を行いました。結果として自立の道を歩むことになりました。自立計画に基づき、財政を安定的に保つために職員の人件費の削減を図ることを狙いとして、平成17年4月1日現在の74人を平成23年4月1日までに60人に削減する計画を立て、確実に遂行されてきました。

また、平成23年度普通会計決算資料において、類似団体91団体の人口千人当たりの平均職員数が、12.17人に対し本町は7.1人で、比較した場合人口千人当たりの職員数が5人程少ない状況となっております。事務事業の量に対して、現状の職員数の体制では厳しいものがあるのも現実であります。

加藤議員のご指摘の部分も確かにあると思いますが、今回の事務的なミスは、担当職員の知識不足はもちろんですが、課内のチェック体制の甘さがミスにつながっているものであります。今後の対策としましては、職員の資質向上はもちろんですが、職員間の報告・連絡・相談を徹底させ、管理職が担当者の事務量・事務内容を掌握するとともに、係長・課長補佐の段階でのチェックを徹底し、二重三重のチェックにより事務ミスを未然に防ぐ組織体制を構築します。

次に、人事異動で適材適所に人事がなされていないのではないかとのことですが、私は役場職員は基本的には、いろいろな部署を経験することが必要だと考えております。



同じ部署に長年在籍する弊害はあると思いますし、人事異動は新たな気持ちで仕事に向き合う良い機会だと考えております。

次に、町長と職員間に意識の乖離があるのではないかとのことですが、私の思いは、職員に対し月3回開催している課長会議等で伝えております。

次に宅地開発と宅地並み課税の一つめの宅地開発する際の農地転用は、ということですが、町で宅地分譲する際は開発行為の許可申請書を秋田県に申請し、許可後個人別に農地法第5条の規定による許可申請書を町農業委員会を經由し、秋田県に申請しております。許可後、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき土地を取得しております。

二つ目の売却する際の条件ですが、昭和55年分譲の文化団地は契約後3年以内、昭和61年分譲のまちなか中央団地、平成6年分譲の上昼根団地、平成8年分譲の駅南団地、平成10年分譲の大道団地は、いずれも契約後4年以内に住宅等の建築を義務づけており、履行しない場合は契約解除という契約をしております。なお、昭和57年分譲の鳥屋崎団地に関しては、住宅等建築義務の期間は定めておりません。

三つ目の、宅地開発に応じたが永い期間住宅を建築しなかった人に対する対応（特に税について）ですが、現況の土地が整地され、建物が建設されるような状況であれば、登記地目が宅地以外でも利用状況と現況を勘案し宅地と認定します。現況地目が宅地であれば専用住宅が建築されていなければ、非住宅用地となり、住居が完成すれば宅地の特例が適用されます。

私からは以上でございます。

教育長 江島廣

加藤議員のご質問にお答えします。

本町の子どもたちの特色ある教育活動は、文武両道の精神を培い次代を担う子どもたちに必要な能力としての「社会を生き抜く力」を身につけた人材を育成するとともに、「新しい時代を切り拓く、心優しくたくましい子どもの育成」を目指しております。

また、町の学校評価システムの中の健康・安全の領域には健康の維持と体力の向上ということで、部活動とスポーツ少年団活動の推進を掲げております。

少子化が年々加速する状況下で、現在ある小学校スポーツ少年団や中学校運動部活動の運営が、だんだん部員不足によりままならない状況になりつつあります。現在、小中学生のスポーツ活動を推進していく上での課題として、中学校の在籍数の割には部活動の数が多という現実、スポーツ少年団と中学校部活動のうち、ソフトボール、レスリング、卓球、柔道は、どちらかにしか存在しない状況、また少子化によりスポーツ少年団の加入学年を少しずつさげざるを得ない団があること、親と子のニーズが多種多様になってきていること、(部活動やスポーツ少年団のどちらにもない競技をやりたい、例えばサッカー)などがあげられます。

この9月に新人戦を迎える中学校では、柔道部員は0、卓球部員3名だけとなっておりますし、今後の見通しでは2年後には男子ソフトテニス部員がいなくなるかもしれないという危機感も持っております。

小・中学校が一緒になる時期にどの種目を残すか、最終見直しの時期と考えておりますが、そのときの中学校部活動数は最大で吹奏楽部も含め、5つから6つくらいにせざるを得なくなりますので、基本的に団体競技に出場することができない状況の種目は、その2～3年前から募集しないことになるのではと思います。ちなみに中学校が学年1クラスになった場合の教員数は7名です。とりあえずここ2～3年間は、部員のいないところは休部状態にしたらと考えておるところで、中学校長とも相談していきたいと考えております。

ご質問の中心にありましたソフトボールにつきましては、数年前から中学校長の所へソフトボール少年団保護者等から、部の設置要望が何回かあったと記憶しております。しかし在籍人数が減少していることで、現在ある部活動運営もままならない状況下では、部活動数を増やせる状況ではないこと、むしろ減じる方向でいかなければならないことの説明により、ご理解をしてもらってきております。小学生のソフトボール活動とその実績は、大変立派なものでありますし、子どもや保護者の意欲や気持ちの高まりが、練習や試合結果であがってきていることは十分わかってきているつもりであります。

小学校でスポーツ少年団に入団するときには、中学校にはソフトボール部がないことを保護者も子どもも承知の上で入団しているはずで、中学校に入学した折に、どんな活動をしていくのかスポーツ少年団に入学した時から親子で十分な話し合いを持っていることが、今の段階では大切なのかなと考えておるところであります。

いずれにしても、小学校と中学校が一緒になる折には、スポ少と部活動を一本化するのか、それともスポ少はスポ少、部活動は部活動でもっていくのか、その辺の判断はしていかなければいけないと考えているのが今の状況であります。

5番 加藤千代美 行政改革のところで、チェック機能を強化しているという答弁がありましたけども、平成17年に74人の職員定数であったのが現在は60人、そして23年には全国平均では千人に対して7.0、これは行政改革をやるに人員削減を図ったということは、色んな議論があると思いますけども、それが為にミスが生じているのではないかと、前段で申し上げたように手がまわらない、事務量が増えて手がまわらない、いわゆる法律も読めなくなってきた、という点があるのではないかと。これはもっと行政の中で議論する必要があるんじゃないかと、それがこの行政改革、行政事務に関する私の考え方です。

それから1番目に追徴課税のこと言いましたけども、課税評価基準というのはさっき町長が言ったように、23年の実績に基づいて県の方から提示されると思うんです。その提示されたものについて、職員がしっかりと文書を把握していなかったために起きたのではないかと思います。そのうえにたって先程町長は、インターネット、広報、その他で色々周知したというお話がありました。しかし、インターネットについては皆パソコンを持っている訳でないし、説明会3回開いたけどもこれなかった人もいます。広報にも掲載したけれども読まなかった人もおると思います。課税するとき課税明細の中にそういうペーパーを入れる必要があったのではないかと、これが私の指摘であります。

それから宅地課税と宅地並み課税については、現況が宅地になっていけば宅地並み課税にするべきだと思います。農業委員会等でも問題になったのは、宅地がいっぱい建っている所に農地があった場合に、その土壌の積み重ねが何センチあるのか、という基準が話し合われた経緯があります。しかしその地域については、町で住宅を建てるべく公共下水道、上水道などが完備していれば、当然宅地開発にあたってその地域住民に全部説明を申し上げたと思うんです。そうした場合にはやはり今後趣旨に沿って現況、その埋め立て度合いを見て宅地並み課税にするべきだと私は思います。それが税の不公平感が無くなる解釈ではないかなと思います。

それからクラブ活動についてですが、教育長がおっしゃったように、いま子どもが段々少なくなってきた。この町で一番今盛んになっているのがレスリングとソフトボールだと思います。レスリングは立派な指導者がおるし、この町には金メダルを取得した人が二人おります。その一人の方は一生懸命子どもたちを指導して、やがては自分の後継者を育てるべく頑張っています。小学校からやって中学校に行ってもその夢が開けるように、さっき金議員が言ったようにこれから7年後にオリンピックもあることで、そういう観点にたってもそういうのは教育の一環として、生徒が少なくなっている部はあるけれども、入ってこない部は考え直して新たな観点で見直してもいいんじゃないかと思っています。

私ソフトのこと申し上げましたけれども、8月13日の新聞に八郎潟町の子どもたちの活躍している記事が載っておりました。先程私申し上げましたが、親もそうですけども、教育長は親と子どもがよく相談してスポーツ活動をやるべきだ、という観点ですけども、やはり子どもというのは自分の本能に基づいて、親の反対を押し切ってクラブ活動に入った方もいると思います。やはりそういう子どもが相当数、小学校低学年でも相当数おるようようでありますし、そういう人方がずっと継続して、オリンピック種目から外れましたけども、そういう子どもたちを育てていくのも、やはり八郎潟町の文武両道の教育をやっていく上で非常に大切なことだと思います。聞く話によりますと、自分たちの子どもが中学校でソフトをやれないとなった場合に、転校するという話もあります。そうでなくても学校の生徒数が少なくなっている中で、やはり一考に値する判断を求めなければいけないのではないかと、そういう感じがいたします。

町長 畠山菊夫 職員数については、実施計画に基づきながらやってきたのが実情でございます。ただ、人が足りないからミスを犯したというもので許されるものでもなく、今までも研修などしておりますけども、これからもっと重ねていかなければなと思います。

それから課税誤りについては、色々説明会もやりましたし、広報、ホームページ、議会の皆さまへも周知してきました。それから文書でも課税の誤りについては配布しております。宅地課税については税務課長の方からお話します。

税務課長 田中敏裕 課税誤りににつきましては、大変申し訳なく思っております。私、昭和53年度に当時の地方課、今の市町村課ですけども、そのこの税制係に出向しまして色々な税制の研修を受けてきた経験ありますが、この固定資産税のここでは提示平均価額となっておりますが、これは指示平均価額というもっと命令調のものでした。それをどうして理解できなかったかという、担当からしますと田畑、山林これが全県でも本当に高い所に位置してお

りまして、これをまず修正する、近隣町村との公平を図るところから、ということで入っていったようであります。まあ考え方としては間違っていないわけですが、その平均価額が高くなるということは絶対やってはならないことですし、評価額を下げたのは仕方ないにしても平均価額を守らなかったということは、大変申し訳なかったと考えております。それで実質、固定資産税の修正した納付書と国保の納付書、この中にはお詫びの文書を入れておりますし、説明会も3回開催しております。3回とは少なかつたんですけども、こういうことについては本来であればこちらから出向き説明するべきであったと思います。

それから宅地課税についてでございますが、現況を優先しますので宅地で課税します。

それから分譲地のとこ出てきてましたが、この間そこ回りましたが畑になってるところ一筆、それから住宅建てて半分が畑になってるところ、これは町の分譲の人たちの土地ですが、そこを地積調査したときに地目を宅地にしておいてください、とお話があったそうです。そこは宅地で評価しております。それは色々とその人の事情があったようで、その時に地目変更しないで農地であれば4条や5条の許可もいりますし、また地目変更するときの登記の手数料もかかるということのようでしたので、宅地で受けたということでした。それから上昼根でございますが、売買に応じなかった方がおるようですけども、そこは確認しましたら畑になってましたので、そこは畑のまま課税しております。以上でございます。

教育長 江島廣

ソフトボールのことにつきましてお話しさせていただきます。

加藤議員さんお話しのとおり、子どもには夢を与えながら健全に育てたいということでは十分に承知しているところであります。ただ何と言いましてもネックは子どもの数が段々減っていく中で、いま部活動を増やしていくという方向性はやはり付けにくいんじゃないかなと考えておるところであります。先程も申し上げましたように、一緒になる時期を捉えて残していく部活、削減していく部活、そこをはっきり親の方々とも子どもとも十分理解しあった上で進めて行かないといけないと考えております。

レスリングにつきましては今までも、レスリングをやりながら他の部活に入りまして、活動を続けている方々もおります。ただ全国中体連組織というのは非常に組織的にきちりしたものがありまして、二重登録ができないということがあります。そういう面で中学校3年生の時、例えば松田健吾君なんかは野球をやりながらレスリングも強く、どちらに出るかということで大変悩みましたけれども、結論的には一緒に過ごした友だちと、ということで野球に出、高校に行ってから別の方向へ進んで立派な成績をおさめたということもあります。

ソフトボールの方では、八郎潟町だけではなくて近隣地域も含めながら何人か集まって人数もそろって別の方の大会の全国大会に出場しておりますけども、今のところそういう方向しかないのかなと考えてるところであります。いずれにしても今後の課題として、私どももなおざりにすることなく十分考えて部活の在り方と部活の数については考えていきたいものだと思っております。

時代にあったクラブとか、その時のニーズとありますが、いたずらに一つを増やすとすれば、必ずどこかを削減しなければいけないという現実が待っているわけですので、保護者の皆さまには、例えばソフトボールを創ってバスケットボールを潰すといったことになった時に、お互いに同じような想いが必ず出てくるわけでありまして、部活を増やす、減じる問題につきましては頭の痛いところでもあります。校長なり教育長なりが、ある意味悪い人にならなければ、なかなか良い形で進まないのかなと思っております。

5番 加藤千代美 最後の一つ、クラブと同好会ではどう違うのか。学校ではクラブに認定するにはそれなりの許可が必要ですが、同好会組織で認められないのか、その辺はどうでしょう。

教育長 江島廣

同好会の方はバトミントンが同好会となっております。部活動の中には入っておりません。ただバトミントン同好会につきましては大会出場させております。あと個人的には例えば水泳とかにつきましては、部活動ではありませんけれども個人個人の活動でありまして、別の施設で活動していて個人種目出場しています。

同好会を創る創らないにつきましては、学校と委員会と相談でということになります。学校の方では同好会に対するの予算はみておりません。活動費などは親の負担という風になっておりますし、部活に入っていないということは学校管理下外になりますので、スポーツ振興センターその他についての適用にはなりません。ケガしたりした場合は、別の学校安全互助会的な保険のほうから違う形の申請手続きになっております。

同好会創る云々につきましても、いま申し上げるようにはできないことはないんですが、

結果的に創ることによりまして他の方の部活への影響があるかと思っておりますので、ただやりたいのでそれを創ればよいという結論にはなれないのではないかと考えております。

議長 三戸留吉 これにて5番 加藤千代美君の質問を終わります。  
それではここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午後0時13分)  
(休憩)  
(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。  
1番 村井剛君の一般質問を行います。

1番 村井剛 午前中、大変熱の入った一般質問が続きましたが、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは通告に従いまして、私から質問をいたします。

最初に、駅前開発（県未来づくり協働プログラム）についての町の将来像と具体的な今後の取り組み等につきまして、将来像との関連性も含めた中での質問をよろしくお願ひしたいと思います。

県が市町村の地域活性化を支援する、県市町村未来づくり協働プログラムも2年目となり、県の認定を終えて実施にいたっている自治体もありますが、本町ではこの1月と6月に仮称、駅前にぎわいふれあい元気プロジェクトとして、その概要が議会のほうにも示されております。その案によりまして1つ目として、図書館と親と子がふれあう場を提供する多目的施設整備事業、2番目として、賑わいを創出するイベント広場の整備、3番目として、地場産業の育成に向けた直売施設等の整備事業、この3事業が示されております。以来、町内関係者並びに関係機関と協議を重ね、その事業内容の全容がこのあと示されると思っておりますが、その内容につきまして、この議会終了後の全員協議会で具体的内容が示される形になっているようでありまして、基本的な内容につきまして質問を進めて行きたいと思っております。

これまで全国津々浦々において、町の発展活性化を図る数々の取り組みがなされてきておりましたが、ともすれば安易なイベントの開催、各種施設整備建設等に頼る傾向が強かったのではなからうかと思っております。そのことが必ずしも町の永続的な発展に至らず、その限界を感じている現状が多く見られるのではなからうかと思うものであります。経済の低迷、人口減少、高齢化社会という閉塞感を打ち破る真の町の活力を満ちた起爆剤として、この未来づくり協働プログラムの果たす役割は大きいのではなからうかと思っております。町の将来像に向け、町民のエネルギーを結集する一歩を踏み込んだ具体的な事業展開を期待するものであります。次の3点を質問いたします。

一つめとして、図書館建設と町づくり（活性化）との関連、位置付けについてよろしくお願ひいたします。

また、農・商工振興に向けた具体的な取り組みはどのような形で展開していくのか、とりもなおさず産業規制という点から最近特に一次産業農業の今後の厳しい状況が考えられますので、とりわけ最近注目されております6次産業の創出まで考えた事業展開を進めて行くのかどうか、この点をも含めて回答いただければ有り難いと思っております。

また3つめとして駅前開発ということを考えますと、町の将来像を考えた場合、高速アクセス道路の延伸問題と切り離して考えられないと思っております。ともすればこれまではこの延伸問題は鉄道を横断するのに高架とか地下道とか、極めて膨大な経費がかかっていることが頭に浮かんできたわけでありましてけれども、できることならば平面交差ということも視野に入れた中で、もう一度点検し直しをしてみる必要があるのではなからうか、そうすることによってもっとも大きな将来像が描けるのではないだろうかという気がします。駅の東側西側との連携のある均衡のある発展をも促すことができるのではないかと気がいたします。

次に、農業の振興についてでありますけれども、日本のTPP交渉参加から加盟を想定したとき、政府は国益は守ると明言しているものの、日本の人口減少、高齢化社会と共に農業従事者の高齢化と後継者不足と相まって厳しい試練にさらされ、これまでになく変革が求められるものと思っております。とりわけ稲作主体の本県の農業ほどその必要度が高く、本県はもとより本町をも、その大きな変革が迫られるのではなからうかと思っております。今後において稲作は大幅なコストダウンが求められ、規模の拡大もさることながら直播き栽培も極めて重要視されるのではなからうかと思っております。

直播き栽培は本町において13年程前から6人の先駆的な方々によって実施されてきたわけでありすけれども、鳥害や雑草対策等に悩まされながら栽培技術の確立に現在まで努力をし、着実にその成果を積み上げてきているところでもあります。それまでの彼らの努力による栽培ノウハウが極めて貴重なものであり、今後引き継がなければならないものと思うのであります。

しかしながら、鳥害、雑草対策の悩みは尽きず、不確定な収量と栽培メリットの廃止、これは従来直播き栽培をやりますと転作のカウントが10%でありましたが、現在はそれが廃止されております。この本町の直播き栽培を実施している方は現在では3名で、1ha程度の規模でしか行われていないのが現状となっております。様々な方法における先駆的取り組みは、町の発展、活力の源であり、次の事柄をこれに関連いたしまして質問をするものであります。

一つめといたしましては、直播き栽培技術の確立への奨励策が必要ではなからうかということでもあります。従来では10%の転作カウントがあったわけなんですが、それが廃止された、これがどうしてもできないとすれば、それに変わる何らかの奨励策があっても良いのではなからうか、と思うものであります。

また2番目といたしまして、直播き栽培のネックは鳥害と雑草対策であります。とりわけ雑草対策として播種同時散布の農薬の開発を、国や県、関係機関への要望をしていただきたいものだと思うものであります。町当局は様々な会議で機会があると思しますので、その機会の折には是非ともこのことを提案していただき、それが実現出来る方向でしていただければ、この問題は大きく前進するのではなからうかと思うものであります。

また次に、本町における基準単収が579kgとなっておりますけれども、現在の実情にあっていないのではなからうかという町民の声が大きくなっております。転作が強化され加工用米栽培面積が増加の傾向にあることと、規模拡大の増加や基準単収の達成が困難になってきているのではなからうかと思っております。色んな関係機関と協議しながら、実情にあった基準単収579kgの見直しをよろしくお願いいたします。

次に、3点目ではありますが、袋小路の解消に一層の努力をしていただきたい、ということでもあります。

安全・安心の町づくりの一環として、袋小路の解消に歴代町長が努めて参りました。近年、財政健全化の前に消極的なきらいがありました。高齢化が益々進む社会状況においては、危機管理の面からいっても極めて深刻な問題ではなからうかと思っております。財政的厳しさも既に峠を越えており、対象工事の再点検とその対応を求めるものであります。特に31区の袋小路は、3年前に火災が発生いたして不安が募っている状況でありまして、その解決が地元町内の方々の大きな声となっていることをご紹介申し上げ、解決に向けよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、3点の質問をいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

町長 畠山菊夫

村井議員のご質問にお答えします。

はじめに、未来づくり協働プログラムに対するご質問ですが、一つ目の、図書館建設と町づくり活性化との関連はということですが、町のプロジェクト案では、町の玄関口である駅前図書館をメインとした木造の複合施設の建設を計画しております。駅前に情報交流拠点を整備し、様々な情報の収集と発信をし、図書館・子育て・イベントに参加する交流人口を増やし賑わいを創出したいと考えております。また、その賑わいの波及効果を周辺地域に及ぼし、秋田を元気にする1拠点とします。

図書館は、憩いの場として気軽に立ち寄ることのできる空間づくりをし、賑わい創出を図ります。また、読書活動推進は、町民の教養の底上げになり、未来の地域づくりには重要な課題です。特に次世代を担う子どもたちへの読書推進は、未来づくりで重要であることから、幼少期からの読書に親しみが持てるようなプログラムをつくり、積極的に子どもたちへの読書活動推進を図ります。

また、子育て支援として、子どもが元気に遊ぶ場所づくり、子育て世代への情報提供や仲間づくりの支援、地域のつながりのための世代間交流の促進など、地域で子どもを育てる環境の整備を進めます。さらに、若年、成年者のパワーを発揮したイベントの開催、地域住民の創作活動による発表や展示会の開催、子どもから高齢者までの交流促進のための企画運営をするため、イベント・交流広場の整備を進めます。

この複合施設は、子どもから高齢者まで、町民がいつでも気軽に集える快適な空間であり、親子の絆を深める場、人と人とのふれあいの場、世代間交流の場など、交流人口が拡大し、必ずや町の活性化につながるものと考えております。

次に、農・商工振興に向けた具体的な取り組みは何か、とのご質問ですが、未来づく

り協働プログラムの直売施設整備事業分科会に於いて、野菜等の無い時期もあり毎日開催は無理ではないか等の意見もあり、現計画では、直売施設の整備事業の予定ありません。直売施設の整備に向けて、農産物等の軽トラ市が出来るスペースを複合施設に設ける計画にしております。又、複合施設のイベントエリアにおいて、観光案内や各種イベントにも対応できるようにもしており、構想の実現に向けて道筋を付けることにしております。6次産業化の創出については、直売施設建設と共に、検討して参ります。

次に、高速アクセス道路の延伸への取り組みはということですが、県道秋田八郎潟線、県道道村大川線を結ぶ、高速アクセス道路の延伸は沿線住民の生活、観光、産業振興等重要な路線であります。また、駅周辺の交流人口を増やし、賑わいを創出する意味でも延伸は立体交差でなく、現実的な平面交差を希望するものであります。沿線の6市町村長で構成している県道秋田八郎潟線道村大川線改良整備促進期成同盟会で、毎年要望書は提出しております。事業実施にあたって鉄道構内の踏切設置等と困難は予想されますが、今後も実現に向けて粘り強く要望していきたいと考えております。

次に、農業振興についてのご質問にお答え致します。

初めに、直播栽培技術の確立への奨励策が必要ではないかのご質問ですが、育苗ハウスを要しない等、直播栽培はコストダウンが図られることは、村井議員さんのご質問のとおりと考えております。以前には直播栽培に10%の転作カウント、産地資金の補助がありました。奨励策については、県・関係団体と協議しながら検討したいと考えております。

鳥害については、鉄粉コーティングなどにより被害を防げるようになりましたが、除草については、薬剤散布が従来の栽培と比べ1回は多く散布しなければならず、コストが掛かっております。直播栽培のみならず薬剤の開発については、関係機関に要請したいと考えております。

次に、基準単収の見直しについてのご質問ですが、基準単収については過去7年間の実単収を最大・最小を除く中庸5年間の平均値に統計補正係数を乗じた単収となっております。生産数量目標を決定する際に毎年数値を算定しております。本町の基準単収は、実単収があり、高い数値となるものであります。

次に、袋小路解消に一層の努力をというご質問ですが、防災の観点から袋小路の解消は、町民の安全・安心に不可欠な問題であります。現在、袋小路町道は32路線あります。ほとんどが民間の宅地分譲により開発された道路で、後に寄附採納等で町道認定された道路です。

質問のありました、31区の行き止まりとなる町道中嶋2号線については火災になる以前より整備に向け、関係者と数回協議しておりますが、着手には至っておりません。平成23年度には社会資本整備総合交付金事業の整備計画路線に計上しております。今後も話し合いを重ね事業化に向けて進めたいと考えておりますが、相手方もおり、慎重に対応して行きたいと考えております。その他の路線につきましても地域住民の要望等を受けながら現地調査のうえ、費用対効果も考慮して検討していきたいと考えております。

## 1番 村井剛

最初の駅前開発につきましては、議会終了後また具体的な町のほうの計画が全員協議会で示されるようでありまして、その時にまた色々お伺いできればと思っております。ただ基本的な考え方として、図書館が色々な意味で大きなウェイトを占めている感じがしますし、全国色々見てみますと図書館による地域振興というのが非常に見えてきている、それによって活性化が図られているというか、将来像に対する展望が開けてきているという事例が、最近マスコミ等でも取り上げられているという気がいたします。そういう意味では、本町に於いても駅前の総合的な開発という風なことと図書館とは、かなりかなり色々な意味で大きな重要なポイントになるのではなかろうか、という気がしております。

とりわけ色々な報道見ますと、最近の図書館は、従来の単なる本を読む、学習する図書館というよりも、むしろ地域コミュニティ作りというような観点での図書館の役割を、非常に重要視しているような感じがいたしますので、全国の事例に学びながら、すばらしい物にしていただければ有り難いという風な気持ちがありまして、一般質問の項目に取り上げた次第であります。

とりわけ秋田魁新報では、長野県の小布施町の事例が載っておりましたので、ちょうど長野から20kmくらいの町で人口は11,000人くらいで、秋田市からそう遠くない我が町と地理的な条件を考えますと大変参考になる事例ではないかなと、また北海道の十勝の清水町や、東京都内でもまた最近だいたい図書館の建設、大きい図書館ということだけでなく町の中に図書館を増やして行く、それが地域住民のコミュニティづくりと連携

した形の中での町づくり、大きな町づくりではなく生活圏での町づくり、という観点で図書館を捉えている。これは東京都の例でありますけれども、そういう色々な事例があるようでございますので、これらに学びながら、すばらしい本町発展の礎として展開していただければありがたいな、という風に思います。子育てのことやら色々な面で当局も考えているようでありますので、そういう意味では後顧に憂いのないようお願いいたします。

私この問題につきましては、本町とそう遠くない県外の町で駅前開発を30年前に取り組んだ町があります。画期的な駅舎そのものが地域の交流の場になって、それが30年経った段階でどういう成果をあげてきたのか、というようなことを検証してみますと、当初狙った形まではまだ至っていないような気がしますので、それがどういう形で何が課題で当初思ったように進まなかったのか、という風なところも併せながら検討の材料になるのではなかろうかな、とりわけ新聞報道等で色々みるところによりますと、準備の段階でどれだけ時間をかけるか、いわゆる町民のコンセンサスはどうかエネルギーを向けていくのか、そこら付近が一つのポイントになっているようでもありますので、ただ施設を作れば何とかなるでしょ、施設を作って何らかのイベントをやれば行政としては十分な役割を果たした、という風なことではないようでありますので、それだけ町当局の責任も大きくなるだろうという風に思いますが、その点を一步踏み込んだ形の中での町全体の産業も含めた振興策を示していただければありがたいなと思って質問した次第であります。この後、議会終了後の全員協議会もありますので、そこら付近も何えればありがたいなと思っております。

2番目の農業振興策の直播き栽培、大変難儀して頑張ってるようであります。当初6人で3.6haの面積だったようですが、最近は3人で1haまで減少してきたということで、基本的には栽培メリット、一生懸命頑張ってる難儀している割にはメリットがないので身体が疲れてきた、というあたりが実態なようであります。しかしながらこの後極めて重要な栽培技術になるだろうと思っておりますので、何らかの奨励策があればという気がいたします。

多岐に色々検証しますと、鳥の場合は面積が増えれば被害は拡散されますのであんまり心配ないだろう、一番大変なのが雑草だなどという風なことで、八郎潟町の会議があった時に国の農政事務所の方も来ていたようですが、私この雑草問題で直播き同時散布の薬剤が開発されれば、この問題はかなりかなり前進するという話を聞きまして、大変難しい話だけれども今の時代できないことはないだろうな、国が本腰を入れてやる気があるかどうかというあたりに係ってるようでありますので、私たち色々な会議に出ること少ないわけではありますが、町当局は様々な会議に出る機会があると思っておりますので、折に触れこのことを提案していただければ有り難いと思っております。

そこら辺、先程ご答弁いただきましたのでほとんど回答が出ておりますけど、特別付け加える点等がありましたら答弁いただければと思います。

町長 畠山菊夫 図書館建設に関しては、色々勉強しております。岩手県紫波町にも行って参りました。新たに駅を作りまして、そこにそういう複合施設を建てまして、このあと計画では役場庁舎もという話もありまして、そういう意味で大変賑わいのある町になっているのかなと思っておりますし参考にしていきたいと思っております。

直播き栽培につきましては、苗のハウス、管理というものが軽減されますし、ただ普及しない理由としましては、収穫量が確保できるのかという技術面や雑草もありますが、面積を増やしていきたいなと考えておりますので、これから検討課題としていきたいと思っております。

1番 村井剛 色々な課題がありますけど、みんなで知恵を出し合いながら、また今後に憂いのないように進めることができれば有り難いものだなと思っております。

私の質問はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、1番 村井剛君の一般質問を終わります。

次に、10番 伊藤敦朗君の一般質問を行います。10番 伊藤君

10番 伊藤敦朗 今日は初体験の一般質問となりますので、よろしくお願いたします。

2つの事を質問させていただきます。今までも先輩議員の方からも質問あったようですが、住宅建設のリフォーム支援についてということと、集中豪雨に対する対策について、ということで質問させていただきます。

まず始めに、住宅建設リフォーム支援についてですが、当町に於いては住宅建設リフ

ホームに対する助成制度がありません。現在秋田県25市町村の中で、当町と大潟村だけであります。住宅支援といっても全くないわけではないんですが、高齢者住宅整備資金の融資であるとか、浄化槽トイレ水洗化に対する利子補給はありますが、こういった制度は各市町村でも実施しております。

現在、助成を受けるためには県で行っているリフォーム支援を申し込む必要があります。22年からの実績といたしましては、八郎潟町では毎年70戸前後の方が助成を申請していらっしゃいます。ということは結構多い数でございます。住宅のリフォームには多大な資金が必要になります。また建物は新築の状態がいつまでも続くわけではないわけで、リフォームやメンテナンスが必要になってくるわけでございます。その時に支援制度があることにおいて、住民にとっては大変な助成になると思います。助けになると思います。そういうことも踏まえながら、我が町でも助成制度を確立していただけないかと考えております。

また、男鹿南秋地区というのは、比較的建設技能者、技術者が多い地域でした。昨今は仕事の減少により若年者の担い手が減少していますので、成り手を育成する必要もあると思います。今後も住宅建設リフォームは、なくなる仕事ではありませんので、その担い手、技術者を育成していかなければ、住宅工事の発注者が待機する時期が長くなっていくことになると思います。現にいま被災地とか色んなところで住宅技術者が足りないために、建物を建てるのが遅延しているという状況もあります。

それとあと資材の売買にも影響が出てきて、地域の疲弊にも繋がっていくのではないかと思います。地元の仕事は地元の業者でやっていただくということで、地元業者に工事を依頼した場合に、町からの助成が得られるようなことも条件として入れていただければ、地元の業者の育成にも繋がると思います。

住民の皆さまの負担軽減、技術者の育成にも繋がることと思いますので、ぜひ支援制度の確立をお願いしたいと思います。

2つめでございますが、集中豪雨対策について、昨今の異常とまで思われる気象状況の中で、雨があります。つい最近、秋田県にも気象庁から発表されましたが、これまで経験したことのないような大雨と発表になりました。この雨で仙北地区や大館地区で甚大な被害を出しております。幸い当町でも、大雨警報が発令されながらもたいした被害は確認されませんでした。馬場目川堤防の崩壊場所はありましたが、まず人的被害であるとか家屋被害ということは確認できませんでしたが、あくまでも自然現象ですので、いつ被害に見舞われるのかわかりません。

そこで、用排水路、側溝等の点検整備、もしくは再設計が必要と思われれます。過去の、時間最大の降水量と現在の実際の雨の量とを比べてみますと、大変な乖離があると思います。その乖離を埋めるためにも設計を見直していただいて、もう一度検討をお願いしたいと思います。もちろん費用のかかることではありますが、年次計画を組み、整備をしてほしいと思います。

また、水路上流で不要物やゴミ等、水路に廃棄する方もいらっしゃいます。これは住民のモラルの問題ではありますが、降雨時にそういったものが引っ掛かっていると、大変な事故に繋がる可能性もあります。この点に関しては広報等で継承しモラルを住民に促してもらいたいと思います。場合によっては徹底してほしい。

この間 NHK の報道にもありましたように、大館市の御成町ではかなりの水があがりました。今までない雨が降ってるわけですけども、その水がどこからきたのかわからない、これから検証してみますというようなこともありました。やはり水路のゴミとかの詰まりとかが原因になる可能性もありますので、そういうところも含めながら検討していただきたいと思います。

不測の事態を招かないように先んじて計画するべきだと思いますので、ぜひ用排水路、側溝の整備点検をお願いしたいと思います。ご回答お願いします。

町長 畠山菊夫

伊藤議員のご質問にお答えします。

初めに、住宅建設リフォーム支援についてでございますが、議員言われたように、このご質問は過去何度か受けております。秋田県の支援事業を活用していただき、町独自の支援は考えてない旨の答弁をしております。この考えは現在も変わっておりません。

建設業者の高齢化に伴う廃業等により建築技術者の不足解消は緊急の課題と考えており、これまで B 級指名願業者育成目的も視野に交付金事業で老朽化した町営住宅の外壁補修等を実施しております。今後も業者育成のためにも町営住宅の改修等を実施する所存であります。

本町で県のリフォーム支援事業を利用した件数は、議員も言われましたが平成22年度74件、23年度72件、24年度64件、平成25年度8月現在は38件です。こ



のことから、業者が積極的に利活用を図ることや消費税の引き上げによる駆け込み需用により利用件数がさらに増加するものと考えております。後押しするための補助等を新設できればと思いますが、県が支援しておりますので是非活用していただきたいと思っております。

次に、集中豪雨に対する対策ですが、最近の集中豪雨は、地球温暖化やヒートアイランド現象などが原因であると考えられているようですが、8月上旬には仙北市でも土石流により死傷者が出るなど、甚大な被害となっております。被害に遭われた方々には心からお見舞い申し上げます。

浸水の増加要因としては、豪雨の増加のほか都市化による側溝の排水能力の超過が考えられます。町ではこれまで浸水対策として、操作不能となっていた馬場目川樋門を県に要望して改修し、現在は樋門の開閉ができる状態となっております。また、分水路の布設、水位上昇による逆流を防ぐためのフラップゲートを数カ所に設置しております。排水断面を決定するための流域面積は変わりませんが、宅地化による流出係数の数値の変更など、現在の側溝の排水能力の再点検を実施し、さらなる分水及び布設替えを検討したいと考えております。

10番 伊藤敦朗 住宅支援に関しては、どうしても県への申請との答えしか得られませんでした。やはり住民としてはすぐ隣の町が助成していて我が町がないということ、公平感がどうしても感じられない、そういう意味では、なぜないのかと私も言われる訳なんです。もう一度前向きな検討をお願いしたいと思います。

それと消費税が上がるということもありますので、できれば消費税に対応する形で助成するというわけではないですけれども、他の市町村によっては例えば県が15万なんだけども町で20万30万と出している町村もあるということですので、そういったことでもありますので、これは技術者支援、業者支援にも繋がることと思っておりますので、できればもう一度検討していただきたいと思っております。

また、水路のことに関してですが、側溝の再点検を行っていただける、検討しているということで回答もらいましたので、この件に関してはそういう方向で進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

議長 三戸留吉 これにて、10番 伊藤敦朗君の一般質問を終わります。  
次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 議席番号8、日本共産党の北嶋賢子です。大きくは2項目の通告をさせていただきます。

最近疲れてくると、後ろの里山、城跡に登ります。心地よい汗をかきます。眼下には八郎潟町と生まれ育んでくれた故郷があります。夫の故郷は放射能で汚染され、踏み入れることすらできません。それに比べると、孫ひこ玄孫と、この土地を耕して暮らしていける普通の生活、金持ちにはなれなくても、ささやかな幸福を守るために、今 TPP が押し寄せてきたらと思ひまして通告の表題1を「やっぱり撤回しかない TPP」としました。

TPP が日本経済に与える影響は自給率の低下など、これまでも何度となく取り上げてきました。北海道ではオール北海道、秋田県でもオールとは言えないまでも、JA を中心に運動が盛り上がっています。TPP には不参加を昨年の総選挙の公約に掲げた自民党が政権に戻ってから、急旋回をしています。アメリカとの事前協議に日本政府の国民向け報告とアメリカの自国への報告が全く違います。

日本は5つの項目だけ A4 が一枚だけ、アメリカは9つの項目があり A4 が3枚から4枚となっています。日本は重要品目を守れず、アメリカからの要求は丸呑み、秘密裏に事は進み国民には頑張っているというポーズだけだとしたら、既に8割を超える地方議会でも反対の決議をあげていますが、今ここで TPP を止める力があれば平和憲法を守り消費税の増税阻止への展望が見えてくるのではないのでしょうか。そう思ひまして町長には TPP に対する考え方をお示しいただければ幸いです。

次に、2番 耕作放棄地の利活用について

1、日本一を目指す枝豆栽培について

JA あきた湖東管内産の枝豆の更なる産地強化と規模拡大を図るため、えだまめ共同選別施設が当町に完成しました。JA の意気込みは大変なものです。ですが施設の地元である八郎潟町が力を入れないと、底上げにはならないと思ひます。一昨日、昆虫を害

虫にしない農業、農薬による昆虫への害と耕作放棄地の増大による害虫の多発、という勉強会がありました。もう一つは、来年枝豆を作りたいのなら、今年の稲作と水田の複合利用を可能にする秋田県の土壌の管理の方法、そして耕起地と放棄地を畑に戻してからの枝豆連作の手法など、目から鱗でした。

浦大町では同じ日、7日の早朝から30台の草刈機が耕作放棄地に向かいました。春と秋年2回昨年につき2年目です。長い間放置されてきた土地なれども皆で整備して枝豆を作ったら日本一への助走になると思います。その為にも町としても枝豆作付への推進をお願いしたいと思います。

耕作放棄地の利活用の2としては、学校給食用野菜の通年栽培技術について

当町は4年前、学校給食への地場産野菜の使用率が県内ワースト1でした。11.1%でした。これに奮起した地域グループ6人の方でしたけれども、今は20人にもなりました。ワースト1だった八郎潟町は、平成24年度72.2%、トップが72.4%でしたので0.2ポイント差の、堂々全県2位の成績となっています。昨年は約78万円の野菜の代金でした。今年は約100万の目標を立てています。当然地域の畑の放棄地も解消しつつあります。町の子どもたちに安心・安全な野菜を食べさせたい、想いは一つです。

福島県での原発事故は、今も予断を許されない状況です。私たちの食卓はもちろんのこと、未来を担う子どもたちにも、安心・安全は野菜を届けることが、今は使命とみんなで頑張っています。

夏の白菜に挑んだものの、失敗もありまして5月6月の端境期は野菜を休ませてもらいました。そしたら5月の食材の放射能検査に茨城産の白菜が出されてました。その結果セシウムが10ベクレルあったと聞いて、みんなでショックを受けました。やっぱり地元産の野菜でない。冬の間、野菜作りの勉強をしておりますが、まだまだ努力が足りないと感じています。家では冬の間、2棟のビニールハウスで小松菜を作っていますが、これからは端境期対策が重要になってきます。私たちの努力も必要ですが、何かしら町からの指導援助があれば助かると思ひまして、質問をさせていただきました。

大きくは2項目、1と2があります。よろしく願いいたします。

町長 島山菊夫

北嶋議員さんのご質問にお答えします。

私はTTPの参加には反対であると明確に表明しておりますし、聖域を守れないようであれば、交渉より撤退すべきと考えます。

消費税については経済状況を勘案し、将来世代に負担を懸けないように、最善の対応をしていただきたいと思います。

次に、耕作放棄地の利活用についてのご質問ですが、あきた湖東農業協同組合のえだまめ共同選別施設が7月26日に竣工され、本町農業者のみならず地域農業者の所得向上に寄与することを期待致します。

枝豆の生産量は、県全体の25年度出荷目標は2,400トン、湖東農協では225トンとなっており、出荷の始まった16年度より13倍と伸びており、日本一を目指す契機となると思っております。

耕作放棄地対策につきましては、農地の確保・有効利用の観点から国の施策に沿った指導をまいります。国が進める、「農地中間管理機構」の事業詳細をも逐次確認し、対応出来るようにしたいと思っております。

次に、学校給食用野菜の通年栽培技術についてのご質問ですが、初めに、高岡フラワー&ベジタブルの皆さんのご努力に感謝申し上げ、益々のご活躍をお願いしたいと思います。学校給食の野菜供給率を引き上げ、安全安心な野菜を提供いただき、地産地消に貢献していただいております。所得の向上、通年供給を図る目的として、ハウス栽培等が考えられますので、農業夢プラン実現事業を活用されることをお勧めしたいと思います。

また、本町の小・中学校給食食材について、4年ほど前までは学校給食用に対して地元の野菜提供者が少なく、地場産野菜等の使用率が県内では議員言われたとおり最下位を争っていたと思ひます。県の保健体育課の指導もあわせ、地産地消への取り組みを推進・努力してきたところです。主食には八郎潟環境米を使用することから始まり、ほかにフラワーデジタルの意欲的なお力添えもあり、年々地場産野菜の使用量が増加しており、現在は県内でもトップクラスの状況にあります。

野菜の不足分を供給いただいているファミリーやフラワーデジタルの食材及び肉・魚類の食材について引き続きセシウム検査を実施するとともに、今後も給食だより等で安全・安心に努めることや、地場産野菜をどの地域より多く使用していることをお知らせして参りたいと思ひます。今後も地場産野菜の使用に努め、将来を担う子どもたちの

食育指導と健康増進に努めて参ります。

8番 北嶋賢子 ご答弁ありがとうございました。TPP に関しては、前にもご答弁いただいております。この後も近藤議員が話すと思いますけども、うちの息子が農業をやりたいというんです。ところが TPP が入って来て、お米の値段も下がったらとても農業では暮らしていけないので、今ストップをかけてます。そのような状況です。ですから TPP が入らなくて農業が順調にいけばいいなと思っております。

えだまめ日本一は、いま昭和の人たちとか飯田川の人たちが来るのを見ていると、本当に難儀していると思います。運んでくるのが遠くて。これを日本一に上げるには、やはり一番近場の八郎潟町で頑張るのが一番の日本一になれる道筋じゃないかなと思います。

給食の方はみんなも頑張っている成績を残して、今の給食の先生もたった0.2%の差で1位逃したので次は絶対1位とるんだと話してはいますが、1位とるよりもまず安心・安全な野菜を子どもたちに届けることが先決だと思います。これからも TPP の反対運動もしていきたいと思っておりますし、えだまめにも協力していきたいと思っておりますし、学校給食の野菜作りも、また頑張っていきたいと思っております。

町長からの丁寧な答弁ありがとうございました。終わります。

議長 三戸留吉 これにて、8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
次に、11番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。

11番 近藤美喜雄 それでは私から1問だけありますが質問させていただきたいと思っております。先程の北嶋議員さんと関連する部分ありますけども、ちょっと砕いてみたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。それから質問に入る前に農業関連ということでもありますので、先程の北嶋議員さんの学校給食に対する供給率が非常に高いということでビックリした状況であります。努力に対して非常に感謝したいと思います。

それでは質問に入ります。原則関税撤廃を掲げる TPP 交渉で、日本は農林水産物の重要5品目を例外扱いとして守れるのかどうか注目されるところでございます。そこで農業関係に絞って質問させていただきます。

ご承知のとおり TPP は農業関連だけでなく、あらゆる広い分野に亘って行われるわけでありまして、農業関係に絞って質問させていただきます。

ようやく正式参加が認められ交渉が進行する中、脱退も覚悟の日本の主張が通らない場合、果たして後戻りできるのかどうか。このことについては、前の参議院選挙の前に色々反対運動がかなり厳しいものがありまして、その中でも色々条件がついたわけでもありますけども、今後現政権、自民党の政権に代わりまして、安倍さんがアメリカ行って予備折衝なり色々な話し合いをした経緯がございます。その中では日本の立場というのがかなり理解された、あるいは重要品目というものが日本にあるのだということが理解いただいた、もう無条件ではないよということができたわけですが、その中で日本も交渉に参加するという状況が生まれたんだと思っております。

そういうことで既に参加に反対するとか賛成するという段階ではなくなってしまったわけですが、ただ私はこのアメリカとの予備交渉みたいな感じを、その後、首相以外でもやっておりますけれども、先程北嶋議員さんもおっしゃいましたけれども、日本が持ち帰ってくる感触とアメリカ国内で報道される、あるいは議会に対して報告されてる文書には、かなりの乖離がある。そういう風なことは一切書いてないというのがアメリカの捉え方、ですから私はやっぱり5品目、日本は除外してもらいたいというのがかなり理解できているという風には解釈できない、こう思っているところでありまして、これは条件付きで、3年なるか5年なるかわからないけれども、条件付きでその問題にぶつかってくる、こういう風に考えております。

そこで注目されるのは、政府と同じ試算、いわゆる条件同じ試算、係数同じものを使っているようでもありますけれども、試算したところの TPP 交渉参加からの即時脱退を求める大学教員の会というのがございます。恐らくご承知のことと思いますが、この教員の会には色々な方々、財政の関係やら、あるいは統計の関係やら、経済学者やら、名誉教授やらたくさんの方々がありまして、900人程の構成になっておるようですが、関税が撤廃された場合、撤廃されるのは何も心配されるものではないですが、撤廃された場合の数字を公表しております。国会の方でも報告会を開いたりしておりますけれども、これによりますとこのまま交渉が進行して関税を無くした場合、農林水産物の生産額減少を3.5兆円減少するだろうという読みをしています。これは同じ係数を使っていますが政府発表の場合は3兆円です。

それから特に農林水産関係と言いましても米産地、本県のようなところでありませうけれども、こういう所は非常にその影響を深く受けるということになるようです。特に米産地を解説しているところがございまして、平均して4割ほど被害を被るのではないだろうかと言われております。秋田県の数字は37.7%の減少が見込まれる、こういうようなことでありまして、これは全くの素人の考え方ではないわけで、非常に大きなデータだと思っております。

それから更にまた、食品加工業その他関連産業を含めた生産の減少というのは11兆7千億円と見込まれておりますので、これはもう我々の常識を外れた状況に及んでしまうのかな、というところを考えております。更に又雇用の関係でも、農林水産関係では146万人が影響を受けると言われております。この報道では影響を受けるとするのは私が柔らかく表現しているだけであって、喪失されるだろうという風に書いてあります。農業以外にも含めると190万人に影響を与えるだろうと言われておりまして、この点は政府の発表の中に雇用は関税を撤廃する前も後も影響はないと書かれております。私はこれはおかしいのではないかと、当然影響は出るだろうということを考えております。

更に又、当然国の方で発表しておりますので、国の方でもその積み上げの段階で秋田県あるいはまた県ごとのデータは当然出てくるわけですが、秋田県でも発表されてまして農業の生産減少というのは生産額で31%であります。こういう風に非常になくなる。従来どおりの関税ですとそんな心配はいらないわけですが、いずれ時間の問題と考えて、それぞれのところ或いはそれぞれの県、自治体でそれなりの努力をしている、あるいはこれから努力しようとしているものが出てきているということですので、そこで質問でございます。

1番は、本町の農業・農村はどのように影響を受けるのか、ということデータを等あれば、県ではあるということですから町村でもあると思います。

町長 畠山菊夫

近藤議員さんの質問にお答えいたします。

色々関係機関の試算は出ておりますけれども、町の試算は出ておりません。ただ県では、5月に影響試算を農業全体では41%、米単独では52%の減少と発表しております。稲作中心の本町は甚大な影響を受けると考えられます。農家が潤わないと本町経済に与える影響も大きく、また小売業中心の商工業にも大きな影響があると思いますし、農地の確保や維持については、町単独事業の農地集積促進奨励金をはじめ、国・県の事業を利用し、指導を受けながら進めてまいります。

また TPP 交渉については、本年2月に安倍総理は、「聖域無き関税撤廃では無いことを確信」との発言を信じたいと思います。

11番 近藤美喜雄 いま現在は、色んなことが想定されておりますけれども、いずれ撤廃されると大変な状況になるだろうということは、当然みんな頭においてることだろうと思います。特にこの関係の反応というのは、秋田県のみならず北海道を始めとして各都道府県でも各自治体でも色んな動きをしている自治体がたくさんございます。特に本県の場合、知事は参加に非常に慎重な発言をしてきたわけでありまして、ただもう参加してしまいましたから、この状況は一つの経過になっておりますけど、県議会の方でもこの重要品目に対する撤廃には慎重であるべきだということで、決議をされておるようであります。

それからまた国の方でも自民党自体からも慎重論が出ておりました。それから衆議院と参議院の農林水産委員会でも決議を出してございまして、その内容というのはやはり農業の関係を守りたいということ、それから食品安全上の問題、それから情報が非常に乏しい、進行して既得権を得ていくようなやり方はまずい、というようなことで非常に強く要請されたようであります。

このような状況を踏まえまして、農村が非常に危うい状態にされていくのではないかとこの見方が、私なりに考えているところでもあります。交渉が進展する中、手をこまねいて見ている訳にはいかないのではないかと、重要な段階にきているのではないかと考えます。

そこで次の質問であります。要旨の中に2つ並べてありますので続けて質問したいと思います。

2つめは、町が農業の将来確保、育成に果たすべき役割は何か。町はどんなことをしていったらいいのだろう。あるいは行こうとしているのか。こちら辺に対する考え方。

それから次の3つめは、6次育成の考え方はどのような農家を、どのような形で育成しようとしているのか。これは先程アベノミクスの3本の矢の成長戦略に出てきてございまして、この6次産業化、次に入っていきます大規模農家の育成、こういうところに入っていきますけれども、いま先程の駅前開発のところでも6次産業の話ありましたので、

こういう風なことが町としてはこの後どういう風に展開しようとしているのか、計画はどんな計画を持っているのか、そこら辺お伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 「人、農地プラン」に位置づけられた、農地集積や新規就農者の支援、又、集落営農組合の法人化への支援、そして、稲作中心から野菜等の畑作転換への政策支援等が必要と考えられますので、検討すべき課題と受け止めております。所得向上に繋がる野菜等の耕作の付加価値化を図るためにも、担い手中心に政策支援が必要だと思っています。

6次産業化の育成については、一農業者が単独で行うことは、非常に難しいと思われまます。意欲ある農業者や農業生産法人に対して、県の指導を仰ぎながら進めなければと思います。農業者が農業の付加価値化を求めていく上で進むべき道の一つと思います。意欲のある方々に各種制度を利用していただき、所得の向上を目指していただきたいと思っています。

1 1 番 近藤美喜雄 予定どおり進めさせていただきますけれども、米偏重が明確な本町農業の今後の在り方としては、日本型直接支払制度「経営所得安定対策」が非常に大きな役割を担ってくるのではないかなと思っています。これは農林水産省が既に概算要求を公表されておりますので、これを見ますと、いわゆるこの経営対策安定政策は、前年どおりの予算を要求するということができておまして、政策としては当然継続されていくという構えのようであります。この政策がこの後の米中心の、特に本町の場合には重要な役割を果たしてくるのではないかと、これがないとこれからの農業、特に TPP の場合、問題にならないんじゃないかということがございますけれども、そういう風なみんなが心配していることに対して歯止めをかけるのはこの関係になるんじゃないか、こう思っております。これが継続されるとすれば安心だなということも考えたりしております。

特に政府の成長戦略というのを最近またみたりしております、今後10年間で農地の8割を担い手に集める、と謳われておまして、米の生産コストは4割削減するということが謳われておまして、これが成長戦略の農政の一つの大きな目玉になっているわけであります。

そこで大規模農家の誘導ということが、大規模農家を創るということが出てくるわけでありませうけれども、これは先程来の質問の、前の方々の中にも入ってきておりましたけれども、誘導目標あるいはまた実現していくためにはどんな対策を講じていくのか、どんな問題があるのか、こういう風なことを一つお伺いしたいと思います。この関係については私も今日ばかりでなくちょっと前にも農業の大規模化を図るための交換分合の関係とか、あるいは直播の関係とか、担い手の関係とか、色々なこと町の方でできることをお願いしたり、あるいはまた農業法人の育成を特段視する必要があるとか、色んなことを申し上げたこともありますけれども、今これが大規模農家の育成というのは国の目玉として入っておりますので、先程の6次産業と合わせてこれは非常に重要だと思っておりますし、町の方でこの関係についてどういう風に考えているか、勧めようとしているのか、この点について改めてお伺いします。

町長 畠山菊夫 今の近藤議員さんの質問に関しては、TPPの先行きにより考え方が分かれると思われまます。30～40ヘクタールでも赤字となる考え方や、10～15ヘクタールでも輸出を含めて十分対応出来るとの考えもあり、今後とも注視して参りたいと思います。

実現の対策としては、農地利用集積円滑化事業や、本年5月に成長戦略第2弾とする「農地の中間的受け皿機関」による基盤整備等を行ったうえでの担い手農家への集約は可能と思われまます。米余りが現実味を帯びているなかで、国の施策に対応しながら、町独自の施策を模索して参りたいと思います。

国の成長戦略第2弾、農地中間管理機構の検討が進んでおります。農地を集積して生産性の向上を図らなければなりません。その為、農地の中間的な受け皿機関を各都道府県単位で創設し、借り受けた農地を基盤整備や集約化を行った上で担い手へ貸し付けるものです。新聞報道にもありますが、まだ構想段階ですので詳細を把握し農家の集積、担い手の育成に努めて参りたいと思います。

1 1 番 近藤美喜雄 来年度から運用開始されるだろう農地中間管理機構について触れましたけれども、これまた大きな農政の目玉になっておまして、今まで大規模農業で障害になっているもの、ここで何とかしたいという今の政府の考え方が出てくるんだと思います。そういう風なことで大きく注目しなければならない問題だと思っています。

一例を申し上げますと、こんなことがございました。多岐に及ぶ日本の連坦型大規模農業の展開が想像以上に困難である。これが現実でありますけれども、この際、比較的

大規模圃場を実現しやすい海外で夢を実現したい。これ私テレビで偶然見ましたけれども、農業法人を作っている所の若手の農業者が大変な難儀をするということで、たとえ人のものを借りたにしても何十箇所も何百箇所も走ってあるくというのは現実的でないということで、もう海外に行った方が良いということまで話がでておりましたけれども、一つの事例ではありますが、そういう風な状況にあるようであります。

そこで、TPPへの参加は、従来の減反政策を根底から見直しせざるを得ないのではないかという風に考えております。昨年来の米価の高止まりと米消費の減少がリンクしてるとの指摘もあります。米の在庫は、この15年間で最高の230万トンが予想されています。今までの生産調整と直接支払制度が果たして機能していたのかどうか、私にしてみればおかしいな、疑わしいなと思ってる所々であります。ましてTPPの加盟によって、数年後に外国の安い米が入るとなれば、今までの米政策は大きな転換点に来ていると言わざるを得ないと思います。

そこで改めて提案といえますか、これに対する町長の考え方、この部分については特に求めません。というのは、こういう風なこれからどうするかという状況の中で大きなポイントは、いま話したように減反政策の見直しでありますから、自由に作って自由に販売する、これは色々制度上の問題もありますけど、あるいは直接支払制度を後ろ盾にする、先程言ったような直接支払制度の関係でありますけれども、こういう風なことで減反政策を廃止するというだけの覚悟が必要な時期に来ているのではないかと考えております。これは私町長に意見を求めません。

一方、TPPの協定草案を始め、ほとんどの関係が秘匿され続けることは国民の観点から経済民主主義の基本に反するとして、アメリカ社会の中でも色んな批判があることが報道されておりました。そういう風なことで、あるいはまたJAの場合も参議院選挙前は、絶対加盟反対であったけれども、加盟してしまいましたので条件闘争に変わったんじゃないかと、当然のことでもありますけれどもそのように考えております。今すぐ撤退という言葉もありますけれども、恐らくそれはできないかと思っております。条件闘争、農業をどうするかに変わらざるを得ないだろうと思えます。

こういう風な大変な時に町長は、先程この問題についてどのように考えるかについては、前質問者の中でありました。町長は反対の意思だとありましたので、この点は割愛してもよろしいかと思えます。

次の農村に対するメリットというのは考えられるのかどうか、この点について何か感じられるでしょうか。

町長 畠山菊夫

県の試算とは別にある民間試算では、米は90%が外国産、乳製品は100%外国産、牛肉は生産量の75%を占める、3等級以下の国産牛乳のほぼ全量がアメリカ牛に変わるものと試算しております。高くても売れる販路を持ってなければ太刀打ちできないだろうとは思っております。現状のままでの農林水産業や関連加工業への打撃は避けられないものと思っております。海外への安価な農産物の流入や、大規模小売店による海外製品の販売が現在より顕著になることは確実と思われまます。安全安心な農産物として、輸出することも考えられますが、安価な農産物の輸入に対抗出来るのか予想がつきません。

本町地域経済は農業が主であり、メリットは無いと思われまます。

11番 近藤美喜雄 だいたい終盤でありますけれども、いま国の方でも農産物を外国に売ろうというような、今までの倍以上、1兆円ほど売る計画を立てて頑張ろうというようなことが聞かれます。私はこれは農業法人等の段階になる可能性が非常に強い、あるいはまた担い手中核農家の中でも特異な人たち何人かの世界じゃないかと思うています。一般の隣の人も向かいの人も外国に物を売るといことは、なかなか考えにくい、そういう状況にはないだろうと思っております。

そういうようなことで、これからTPPに入ってからその後どうするかというのは、考えようによっては今までの農政の中でも、戦後の最大の問題ではないかと思っております。こういう風なことで、あれやこれやとりまとめると色んなことがありますけれども、こういう風なものを、農業生産の本町のようなところは、これを取り除いたあるいはその影響を小さくするかどうかということは、大変な問題でありまして、できるならば、ここで最後の質問でありますけれども、町長から、あるいは町長一人でなくても周辺でもよろしいですけども、やはり国に対して意見要望等を取りまとめて交渉していただきたいということを強く考えております。この点、特に農業中心と言いましても先程言いましたように関連する企業あるいは雇用の場が田舎ではほとんど失われる可能性もあるので、そうならないための歯止めをかけていく努力をしていただきたい、国に対して要請

していただきたいと思います。町長の考えをお願いします。

町長 畠山菊夫 TPPの反対については、全国町村会にもしっかり意見を持って国に示しております。15品目最低でも5品目、これが例外であることを明記しながら交渉してください、ということで、それができなければ撤退してくださいということ、これも明記しております。

石井参議院議員ともこの前ちょっとお話ししましたが、交渉がスムーズにいくかどうかは、丸っきり不透明だという話をうけました。近藤議員は恐らく撤退できないだろうというお話しでありますけれども、これからできる限り色んな取り組みはしていかなければいけないと思います。県の町村会でも色々議論して意見を持ってやりましょうということで、これからも活動は続けていきたいと思っております。

11番 近藤美喜雄 以上でありますけれども、私ども農村社会で生まれて生きてきたものとしては、やはりこの地方、田舎がさびれていくような状況はできるだけ防ぐ努力をしたいものだと思っております。このあと町長からもできる範囲でのご努力をお願いしたいと思います。以上であります。

議長 三戸留吉 これにて、11番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。これにて、一般質問を終わります。

これより各常任委員会を開いていただきます。なお、最終日、当初3時からの本会議を予定しておりましたが、本会議終了後に全員協議会を開催することから、会議開始時刻を午後2時に繰り上げて会議を開くことにいたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦労様でした。

(午後3時00分)

# 平成25年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第9日目 平成25年9月13日（金）

議長 三戸留吉 皆さんご苦勞様でした。なお本日は、写真撮影にご協力いただきまして誠にありがとうございました。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案及び請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告（別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 次に教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告（別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 それではこれより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑がないようなので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑がないようなので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。

これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、日程第2、議案第45号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第45号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第3、議案第46号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第46号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第4、議案第47号 八郎潟町子ども・子育て会議条例の制定についての議案に対しては、石井清人君他5名から修正動議が提出されております。これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

4番 石井清人 修正動議を朗読いたします。平成25年9月13日、八郎潟町議会議長 三戸留吉様 発議者 八郎潟町議会議員 石井清人 賛同者 同 畠山金美、賛同者 同 金一義、賛同者 同 加藤千代美、賛同者 同 近藤美喜雄、賛同者 同 柳田裕平

議案第47号 八郎潟町子ども・子育て会議条例の制定について、に対する修正動議 上記の動議を、地方自治法第115条の3及び八郎潟町議会会議規則第17条の規程により次の修正案をそえて提出します。

議案第47号 八郎潟町子ども・子育て会議条例の制定についてに対する修正案

議案第47号 八郎潟町子ども・子育て会議条例の一部を次のとおり修正する。第9条「報酬及び費用弁償」を削る。



提出の理由 地方自治法第203条の2第1項に、委員会の委員等には報酬を支払わなければならない規定がある。また子ども・子育て会議の委員が「八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に追記されることにより、費用弁償も支給される。また本町の各種委員会、協議会、審議会等の設置条例に報酬・費用弁償の支給条項の記載はほとんどない。

このことから、本町条例集との整合性を図ることを考慮し第9条「報酬及び費用弁償」を削除するものです。

よろしくお取り計らいをお願いします。

議長 三戸留吉 ただいまの修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。  
まず、本案に対する石井清人君他5名から提出された修正案について、採決します。  
本修正案について賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって修正案は可決されました。  
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正した部分を除く部分について、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって修正議決した部分を除く原案については、可決されました。  
次に、日程第5、議案第48号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 議案第48号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算案について、反対の意見を申し述べます。

町長は6月定例議会において、駅前周辺の整備に関する要旨は7千平米という説明をなされました。それとの関係で駅前用地取得に伴う建築物の補償額を算定するための委託費用2,583千円を計上し、9月5日の町長答弁では7千平米内にある建物の所有者との内諾を得ていると答弁をされております。その為の委託費なんだということであったが、その後の調査では2者よりは内諾を得ているが、あとの1者からは内諾を得ていないことがわかりました。然るに駅前開発をするにあたっては、対象者全ての内諾を得た後に予算を計上するべきであると考え、また過去に於いて介護老人ホームが町に誘致されるということで、土地取得特別会計に予算を計上し執行したことがありました。その後、介護付き有料老人ホームが町にきませんでした。その結果、町の財政がひっ迫している中での出来事であったので、町民よりたくさんの批判をいただくことになりました。このようなことを考えるときに、関係する全ての関係者からの内諾を得て予算を計上するべきであると考え、この度の平成25年度八郎潟町一般会計補正予算案について反対いたします。

議長 三戸留吉 他に討論ありませんか。討論なしと認めます。採決します。  
議案第48号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第6、議案第49号 平成25年度八郎潟町介護保険会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。  
議案第49号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。只今から各会計の決算認定の議案について採決に入りますので、貝田代表監査委員から出席していただきます。暫時休憩します。  
( 休 憩 )  
(貝田代表監査委員着席)

議長 三戸留吉 再開いたします。  
次に、日程第7、認定第1号 平成24年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。はい、8番 北嶋賢子君

8番 北嶋賢子 議席番号8番 日本共産党の北嶋賢子です。  
認定第1号 平成24年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の討論に参加させていただきます。  
平成24年度の行政の運営について、町民の暮らしの安定の尺度で検証してみました。町長はよく費用対効果と言います。一つは住宅リフォーム支援事業、今回も質問された議員さんがおりました。これでもう4人目です。県の事業の活用です。町外の業者でもOKということになります。となると町にはお金は下りません。住宅リフォームこそ最大の効果になると私は今でも思っています。  
二つめは、林道の舗装です。天下のサロンパス久光製薬の社長が、毎年浦城祭りにおいてになります。昨年などは飛行機の時間をキャンセルしてまで最後まで参加をしておりました。今年は林道の路肩を滑ってしまった女性がいて、車を上げるのが大変だったと滝の方の駐車場の係りが言っていました。  
三つめとして、地方交付税が下がってきています。教育費も減額です。教育新聞社にいる友人から電話がありました。今年も秋田県の成績はダントツでしたね。先生たちの力かしら、困む環境が良いからかしら、それとも家庭かな。彼女と話をして、子どもを増やすには都会から母と子どもで住んでもらう。父親は東京で働いてもらう手もあるよ。学校給食費も無料になったことだしと言われました。  
四つめには、監査委員さんの指摘事項です。意見書の5ページでした。  
健全な財政運営のため、人件費・扶助費・物件費・補助費などの節減に努めるとともに、云々とありました。扶助費の節減は、してはならないと思います。困ってる人がいたら手を差し伸べるのが身近な自治体ではないでしょうか。不用額は各課とも必要で勝ち取った予算です。元気のない町内会があったら、元気が出るように導いてやったり、なるべく不用額が出ないように願いたいと思いました。以上です。

議長 三戸留吉 他に討論ございませんか。ないようですので、これで討論を終わります。採決します。認定第1号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。  
次に、日程第8、認定第2号 平成24年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。はい8番 北嶋賢子君

8番 北嶋賢子 議席番号8番 日本共産党の北嶋賢子です。  
認定第2号 平成24年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に参加させていただきます。  
昨日の敬老式に参加できる高齢者は、健康に恵まれた方たちだと思います。町長は7年後を強調されてました。同時に私は4人の孫がおりますけれども、孫たちのことを思いました。5年生は野球、3年生はラグビー、ラグビーは格好の良い所を見せようと思ふされて泣いて、ラグビーなんか止めろと怒られてそれでも涙を拭きながら列に走っていきます。これが3年生。お金持ちになるには勉強するという1年生、あとは保育園の1歳児です。この孫たちの7年後のことを思います。オリンピックを健康で見られたらいいなと思いました。  
ところで平成24年度の国保会計は38,705千円の収入未済、そして6,550

千円の不納欠損もありますが、160,398,339円の黒字です。1千万あれば1世帯1万円の引き下げができたのではないのでしょうか。という理由で反対いたします。

議長 三戸留吉 他に討論ありませんか。ないようですのでこれで討論を終わります。  
採決します。認定第2号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第9、認定第3号 平成24年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第3号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第10、認定第4号 平成24年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第4号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第11、認定第5号 平成24年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第5号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第12、認定第6号 平成24年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第6号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第13、認定第7号 平成24年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第7号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
ここで、貝田代表監査委員より退席していただきます。たいへんご苦勞様でした。  
暫時休憩します。  
( 休 憩 )  
(貝田代表監査委員退席)
- 議長 三戸留吉 再開します。  
次に、日程第14 請願・陳情について採決をいたします。受理番号第8号の陳情について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第8号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第8号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。  
次に、受理番号第9号の陳情について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第9号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第9号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。  
次に、日程第15、報告第3号 平成24年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成24年度八郎潟町水道事業会計経営審査についてを上程します。提出者の報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 報告第3号 平成24年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成24年度八郎潟町水道事業会計経営審査について  
  
財政健全化法第3条第1項・第22条第1項の規定により、別添の「平成24年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を議会へ報告します。
- 議長 三戸留吉 報告第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。報告第3号についての質疑を終わります。  
日程第16、発議第1号 道州制導入に反対する意見書についてを上程します。提出者から趣旨説明を求めます。
- 1番 村井剛 発議第1号 道州制の導入に反対する意見書についてであります。全国町村議会議長会では、これまで町村議会議長全国大会や都道府県会長会において、道州制は絶対に導入しないことと決定し、政府・国会に対し適時要請をしてきているところであります。  
道州制は、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上合併を余儀なくされ住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明白であります。  
地方自治法第99条の規定に基づき、政府・国会に対し意見書を提出するものであります。よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。
- 議長 三戸留吉 発議第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。発議第1号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって発議第1号は、原案どおり可決されました。  
次に、日程第17 議案第50号 八郎潟町監査委員の選任つき同意を求めることについてを上程いたします。提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 議案第50号 八郎潟町監査委員の選任つき同意を求めることについて  
本年10月24日をもって任期満了となります代表監査委員を選出する必要があり、佐藤國雄氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものであります。  
佐藤氏は人格が高潔で、豊富な業務経験を活かし、財務の管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者であり、監査委員として適任であります。  
よろしくご審議の上、同意くださるようお願い申し上げます。
- 議長 三戸留吉 議案第50号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。この採決は起立採決で行います。議案第50号について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第50号は同意することに決定いたしました。  
次に、日程第18、選挙第5号 八郎潟町選挙管理委員会委員の選挙について、及び日程第19、選挙第6号 八郎潟町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを一括上程いたします。  
それでは、選挙を行います。選挙管理委員会委員、補充委員はそれぞれ4名であります。  
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことで決定いたしました。  
お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。  
選挙管理委員会委員には、工藤紘一君、伊藤昭二君、渡邊滋君、佐藤毅君、以上の方を指名します。  
お諮りします。ただいまご指名しました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 異議なしと認めます。従いまして、ただいま指名しました、工藤紘一君、伊藤昭二君、渡邊滋君、佐藤毅君が選挙管理委員会委員に当選されました。  
次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位 小野茂樹君、第2順位 北嶋憲章君、第3順位 高橋正志君、第4順位 三戸雅人君、以上の方を指名します。  
お諮りします。ただいまご指名しました方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 異議なしと認めます。従いまして、ただいま指名しました、第1順位 小野茂樹君、

第2順位 北嶋憲章君、第3順位 高橋正志君、第4順位 三戸雅人君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、お手元に配付してありますとおり、町長から議案第51号が提出されております。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。議案第51号を日程に追加し議題とすることに決定しました。追加日程第1、議案第51号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)についてを上程します。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 追加議案の概要と提案理由についてご説明申し上げます。議案第51号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について

この度の補正予算は、昨年度男鹿市が実施した松木沢潟端線防雪柵設置事業の事業費の一部について、14年間に亘り町が負担金を支出する内容の債務負担行為の追加であります。

この事業の実施道路は、八郎湖周辺清掃事務組合を構成する5市町村が、八郎湖周辺クリーンセンターへのゴミ搬入路として利用していることから、平成24年8月2日事業に要した費用の一部を5市町村で負担する内容の協定を組合構成の4町村がそれぞれ男鹿市と締結しております。

以上のことから、予算書3ページ、第1表、債務負担行為のとおり今後支払う負担金の期間限度額を決めたものであります。なお詳細について町民課長から説明します。

以上が一般会計補正予算(第4号)の概要であります。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

町民課長 小野良幸 資料に基づきまして、簡単にご説明したいと思います。

表紙をめくっていただきまして、始めに事業の箇所図が出ております。そこに色づけされたピンクの部分が、平成24年度に男鹿市が実施した防雪柵事業の場所であります。この場所は、男鹿消防署の若美分署の手前を北の方に走る道路でございますが、男鹿市が平成27年度までを実施計画として事業を計画しているものでございます。この事業につきましては、男鹿市さんが社会資本総合整備事業ということで交付金を活用して行った事業でございます。その事業の一部について、当該道路が八郎湖クリーンセンターへのゴミ収集業者の搬入路に利用していることから、組合構成の5市町村で事業費の一部を負担しましょうということを、昨年24年の8月2日に男鹿市とそれぞれの町村が協定を結んでおります。この協定内容というのが、その地図の次のページでございます。

この協定書の目的が、いま説明したようにクリーンセンターへの搬入路である本路線に吹きだまりが発生するので、冬季の交通確保を図るため防雪柵設置事業を実施する。総延長が1,640m、第3条では27年度までの総事業費を示しております。これはあくまで男鹿市さんが計画した整備計画に基づく事業費でございます。

次の後ろのページご覧下さい。第5条、事業に要した経費の負担割合ということで、第3条に規定する事業に要した経費の負担については、八郎湖周辺清掃組合規約第11条第3項及び第4項の規定により負担するものとする。そして第11条が何かと申しますと、右のページでございます。第11条3項、建設費の割合は平等割100分の20、人口割100分の80とする。4項では、第2項及び第3項の人口割は、前年の10月1日現在の組合市町村の住民基本台帳による。という内容になっております。

今回、債務負担の対象となった額につきましては、この次のページご覧下さい。別紙1、平成24年度負担金の取り扱いについて、という資料でございますけれども、24年度に要した経費というのが、2番の(1)事業費の2行目で、実績額(契約額)の合計は56,749,350円である。その下をご覧下さい。事業の財源、国費33,950,700円、これは男鹿市が国から補助金を受け取っておりますけれども、社会資本整備事業交付金、これが事業費の60%でございます。そして補助金残の事業費の40%について、起債、借入金ですけれども、21,600,000円を借り入れております。これは95%について充当しております。一般財源は1,198,650円でした。(3)ですけれども事業に要した経費ということで、協定書第5条の事業に要した経費は、起債の元利償還額から普通交付税算入額(参入率70%)を差し引いた金額と一般財源金額の合計となる。この意味ですけれども、平成24年度に事業実施したものの、合併特例債の額が確定するのが平成25年の出納整理期間でございます。なので起債の

借入額がはっきりわかったのが平成25年の5月でございます。なので平成24年時点では限度額を設定することができませんでした。24年度に事業実施したものの請求が今年度初めて確定した額で上がってきましたので、今年度この段階での債務負担行為の決定ということになります。

それからこのページの一番下ご覧下さい。合併特例債につきましては、元利償還金のうち70%について普通交付税算入する、21,600,000円の合併特例債を男鹿市が借り入れました。その元利償還金を男鹿市が支払います。元利償還金については、今後15年間の償還でやっているようですので、15年間に亘って償還額について男鹿市が交付税算入として70%、交付税の方に反映されて参ります。

以上の説明で簡単に示したのが、この次の次のページの別紙2でございます。平成24年度事業実績、工事費内訳はご覧のとおりで契約額が56,749,350円、繰り返しなりますが事業費財源は、国費、起債、一般財源がご覧のようになります。そして21,600,000円の合併特例債につきましては、男鹿市さんに70%が交付税として算入されます。

ここからですけれども、本町の当該事業に対する負担金の額というのは、この起債の借入額の交付税算入の70%の残りの部分、交付税に反映されない部分、30%プラス一般財源でございます。ただし、一般財源につきましては、平成25年度の今回の補正予算に計上しております。

次のページご覧下さい。見開きのA3の表でございますが、左から年度別事業費ありまして財源内訳として、国費、起債、一般財源でございますけれども、一般財源が1,198,650円です。それについては全部平成25年度で負担することとしております。それを各市町村で計算し直すれば、この右側の方の按分になるということでございます。なので今回、債務負担行為の対象となるのが来年度以降の平成26年度から償還が終わる平成39年度までの14年間の額が債務負担行為の対象となります。

そこで補正予算第51号をご覧下さい。第1表債務負担行為、3ページでございます。

事項 男鹿市松木沢潟端線設置事業負担金、期間 平成26年度から平成39年度まで、限度額 男鹿市が平成24年度事業実施した松木沢潟端線防雪柵設置事業で借入した起債額21,600千円に対する毎年度元利償還金の30%の額について、八郎湖周辺清掃事務組合を構成する5市町村が平等割20%、人口割80%の負担割合で算定した額、という限度額にしております。

これ、数字をなぜ出せなかったか、ということですが、男鹿市さんの負債借入が利率見直し方式でやっているために、この償還表(参考値)として載せております。償還が始まって10年後以降は利率が変わる可能性がありますので、きっちりした数字は出せませんでしたので、限度額を文書化して載せさせてもらいました。

以上、説明を終わりたいと思います。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 採決します。議案第51号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第51号は、原案どおり可決されました。  
以上、今定例会に付議された案件はすべて終了しました。  
これをもって、八郎潟町議会9月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午後3時25分)